

社會問題概說

393

528

6 7 8 9 18  
18  
6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18

始



水野和一述

## 社會問題概說

文化政策協會

393-528



社會問題概說



### 文化政策小冊子の發刊

五等は現代、我國の社會に精神的文化の普及を目的とする文化政策促進の急務を主張する。そは文化政策の實行によつて、現代人は初めて眞に社會生活の愉樂を得、延むて社會一般に協調精神の發達を見るべきを信するからである。小冊子發刊は文化政策並に一般の社會問題に關し吾等の所信を世に訴へんとするがためであつて、世に多くの同感の友を得る事は我等の至上の満足である。

### 緒 言

現時、我國に於ては、社會問題一般に亘る考究は、只に社會政策に與る人々のみならず、廣く一般國民の理解を俟つ可き時期となつた。而して社會問題の考察に就き留意すべきは下の諸點である。

(一) 各種の社會問題は、各別個のかけ離れた問題でなく、凡てが社會進化の過程であつて相關聯せるものと見なければならぬ。社會生活の基礎をなすは、各個人の協同であつて、人類の生活は、時代を追ふて、協同の範圍を弘め、其深さを加へてゐる人間の智力の進歩、社會道德の發達、科學の進歩、社會組織の發達等協同の積極的方面を學者は稱して「適應」といひ、罪惡、無智、迷信、貧困の如き事實を「非適應」といつてゐる。社會問題は、社會の或る部分が社會の進化に適應し得ない事を示す暗影に過ぎない。社會問題の考察はこの見地よりなす可きである。

(二) 各種の社會問題は、社會の進化の過程なるが故に、社會問題の研究は、一般問

題より特殊問題の考究に進まなければならぬ。然らずんば、社會問題に對する公正なる批判を下し得ない。社會問題の研究者が勞働問題、ギルド・ソシアリズム、貧困問題乃至婦人問題等いづれの題目を選ぶも其自由に屬するが、此等の特殊問題の研究は社會問題の一般的考究より出發しなければならぬ。

(三) 社會問題の研究は、外國の社會的事情よりも、自國の社會的事情の考察を先にしなければならぬ。自國の社會的的事情を理解するためには、こゝに所謂「社會調查」の必要を生ずる。而して一國の人口狀態、生活事情、勞働事情、貧困問題等の實情調査に一つの規準を示すものは社會問題の一般的智識である。

(四) 經濟的事情は、社會生活の主要なる要素であるが、經濟的事情のみが社會問題の凡てではない。社會の成長たる各個人の協同的精神の發達如何が社會進化の上に著しい作用を及ぼすものとすれば、社會問題の解決策たる社會政策は、單に經濟政策のみを意味せず、物質的方面の改善策たる「經濟政策」と社會一般の智識、趣味、社會交性の開發により協同精神の發達を圖る「文化政策」とが交錯して其効果を擧げ得る。

ものと見なければならぬ。

概念を得るが最も必要である。本書はこの必要に應するためには、社會問題の一般的性質を通俗に述べたものである。各章の叙述は主として、タウン氏の「社會問題」並にバーチ・バッターソン両氏著「米國社會問題」の両書により、これに私見を加へ事實の引例は我國の統計をも引用するにつとめた。この書が社會問題の一概説として世の社會事業家並に社會問題研究に留意せらるゝ篤志家の参考たるを得ば幸である。

編者

## 目次

### 緒言

四

### 第一章 社會の發達と地理的事情

地理的事情と人文の發達——(一)地勢——(二)氣候——(三)天然の資源——自然物保全事業

人口狀態と社會事情——各國の人口數——人口の密度——人口の分布——人種別——出生別——性別——年齢別——人口の増減——死亡率低下——人口增加に關する學說——人命保全策

### 第二章 人口問題

產業革命——產業革命の影響——英國の労働立法

### 第二節 工業組織の社會的影響

幼年労働の動機——其弊害——婦人労働と賃銀——工業労働に伴ふ危險

### 第三節 安僧賃銀家内工業

安價賃銀家内工業の特質——家内工業と貧困——其弊害及改善法

### 第三章 勞働問題

產業革命——產業革命の影響——英國の労働立法

### 第二節 工業組織の社會的影響

幼年労働の動機——其弊害——婦人労働と賃銀——工業労働に伴ふ危險

### 第三節 安僧賃銀家内工業

安價賃銀家内工業の特質——家内工業と貧困——其弊害及改善法

### 第四節 失業問題

失業の原因——失業問題の對策

### 第五節 勞働組合

勞働組合の定義——各國勞働組合數——英國勞働組合の發達——米國の勞働總同盟——我國の勞働組合——勞働組合の實際的運動——團體交涉權の獲得——工場協議會——同盟罷業——生產品制限の可否——自由工場及び組合工場——勞資双方の接近

都市問題

都市の發達——都市の人口集中——都市の社會問題——都市計畫

四七

### 第五章 貧困問題

貧困の定義——窮民——貧困の源因——貧困の循環律——富の集中の問題

### 第六章 救貧事業

救貧事業の進化——戶外(自宅)救助法と戶内(院内)救助法——醫療的救濟——セツツルメント事業——友誼的訪問の効果

### 第六章 犯罪問題及び感化事業

### 第一節 犯罪問題

五

犯罪の定義—犯罪の種類—犯罪の原因

六

刑罰の進化—監獄改良—豫防的方法

## 第二節 感化事業

### 第七章 欠陥者の特殊教育

#### 第一節 身體異常者

盲人教育—盲目の先天的源因—盲人の職業教育—聾啞教育—聾の源因聾啞者の職業

#### 第二節 精神異常者

發狂の原因—狂者の保護—精神薄弱者の三種別—低能者教育

### 第八章 離婚問題

離婚增加の原因—離婚防止策

### 第九章 禁酒問題

飲酒問題—米國の禁酒實行—禁酒を主張すべき理由

### 第十章 教育及び道徳の問題

#### 第一節 教育の社會化

教育の新傾向—社會生活への適應—學校の社會化—教育の理想

#### 第二節 道徳の進歩

道徳と宗教—道徳進歩の階段社會問題解決の精神の方策

## 第一章 社會の發達と地理的事情

地理的事情は、社會の發達の上に著しく作用を及ぼす條件である。人類の生活は、原始時代にありては、全く天然の境遇に支配せられ、智力の發達と共に天然を利用し支配するに至つたが、猶社會の發達は、地理的環境の著しい影響をうけつゝある。地理的事情は、一國につきて言へば、其地勢、氣候、地質、天產物等であるが、此等の事情は、一國の國民性、生活狀態、交通運輸、食糧問題等に密接の關係を有してゐる。

(一) 地勢 一國の人文の發達に作用する地理的事情の一は其地勢である。地勢は其土地の高度、隣境、河湖、海洋との關係等を總稱する。(イ) 土地の高度。社會の發達は高地よりも低地を可とする。原始時代に、人類は、最も自然の抵抗少き方向を擇び、天產物の豊かな河邊の低地に集合生活を營んだが、文明が發達を遂げて後も土地の肥沃にして生産に適する地方の多い國土に於ては人文の發達を見、これに反して、

山地にして生活の資源に乏しい國土は、社會の發展を見ない。故に、高度低き平地を多く有する國は多くの都市を有する。(ヘ) 隣境。一國と他の國土との隣境は、海洋、山嶽、河川等、國によりて其地理的事情を異にするが、其事情によりて、一國の文明の發達並に國民性に差違を生ずる。例へば、其國と他の國土との隣界が河川・溪谷を以て區割さるゝときは、外國文明に接觸し易く從つて、新らしい思想、習慣の影響を受け易いが、海洋、山嶽を以て他邦と相隔るときは、一國の文明は獨立の發達を遂ぐるに利あると共に、舊習にのみ囚はれ易い。かの山嶽を以て圍まれた西藏の如きは極端なる其一例である。(ハ) 河川及び平野。一國內に多くの河川平野を有すれば交通運輸機關の發達を見るか、水陸の交通の便少く、山嶽、沙漠等が多ければ社會の發達は甚しく阻害せらる。(ニ) 海洋。に面せる事は、一國の通商、貿易を發達せしむると共に國民の智識を開發し、露西亞の如く適當なる接海面を有しない事は物質的發展の障害となる。(ホ) 面積。國土の面積の狹小なる事は、國民の結束に有利であるが人口の繁殖に伴ふて自國の產業を以て自給自足を圖らうとすれば、國民の膨脹と共に國土の擴大を必要とする。

(二) 氣候 氣候は溫度、濕度、晝夜時間の長短等を總稱する。(イ) 溫度。近代の文明は、溫帶地方に於て發達を遂げつゝある。熱帶は人類生活の搖籃の地と稱せられ原始文明の發展を見たが、天產物豊かに、生活が安易で何等自然力の抵抗なく、刺激なき故に人間の努力を鈍くし、熱帶文明は一時期を劃して休止した。又、寒帶地方は食糧に乏しく同地帶に在る種族は生活のために全力を注ぎ生活は極めて單調となり、文明建設の餘裕を有しない。寒暑の中和を得た溫帶地帶のみが文明の發達に適應してゐる(ロ) 濕度。即ち雨量は一國の人口の密度、產業の發達と密接の關係がある。ソハ適當の降雨は、天產物を豐饒にし、雨量の欠乏は、農產物の收穫に影響を及ぼすからである。(ハ) 晝夜時間の長短。晝夜時間の關係は國民の生活上の習慣及び活動力に作用する。晝夜の時間が規則的に區分さるゝときは、國民は日常生活の秩序ある活動に便であるが、晝夜の平均を失し、夜間が晝間よりも長い時は、非活動的の習慣に陥る

天然の資源である。水量、山林、礦產物、農產物、牧畜、禽鳥等はいづれも國民の經濟生活に重大なる關係を有してゐる。天產物が社會の發達に作用するが故に、現時各國民は科學の力により自然力を利用し、資源を開拓し、國民の物質的福利を増進する方法を講じてゐる。歐米に行はるゝ「自然物及動植物保全事業」の如きはそれである。

自然物保全事業 自然の藏する資源、即ち木材、礦物、農產物並に家畜等に適當の保全方法を講じ其開拓或は繁殖を圖るは最も有効な方法である。米國に於ては夙に自然物保全事業に關する研究と實行につとめてゐる。其事業の例を舉ぐれば森林保護法の制定により木材の產出額を増加し、水道及び動力に使用する水量を増加するため水源の貯藏を計り、未墾地の開拓によりて農產物の收穫を増加し、牛、羊、豚等の病疫豫防法を講じ其繁殖を計るが如き方法である。我農商務省に於て食糧問題の解決策として、農作法改善、耕地整理、未墾地開拓等の方法を講じつゝあるも一の保全事業と見るべきである。

## 第二章 人 口 問 題

一國の人口狀態は、地理的條件と共に一國の社會的事情を決定する主なる要素である。故に人口狀態の考究は、都市問題、勞働問題、貧困問題、兒童問題等現代の各種社會問題を解釋すべき前提である。

人口狀態の考究は、普通、靜態に關する研究と動態に關する研究とに大別される。靜態に關する研究は、一國の現在人口數、其男女性、年齢、職業、國籍等による分類調査であつて、動態に關する研究は出生、死亡、來住、移住、婚姻及離婚による變動の調査である。

各國の人口狀態 現今世界の人口數の推定數は凡十七億である。各國の人口數は、十九世紀に入り激増を來した、一世紀間に露國は四千萬より一億一千萬、獨逸は二千百萬より五千六百萬、佛蘭西は二千五百萬から三千九百萬、英吉利は二千五百萬から四千一百萬、米國は七千六百萬から九千二百萬、我國は一八二八年（文政十一年

九十三年前)に二千七百萬人であつたが、一八六八年(明治元年、五十二年前)には三千三百萬人となり、一九〇七年(明治四十年)には五千二百萬、一九一七年(大正六年)には七千七百萬人となつた。かくの如く各國の人口増加を來した第一次的源因は死亡數に對する出生數の超過である。近世に於ては科學の發達と共に疾病、餓饉、戰爭等の人口増加に對する脅威が著しく減じた。然るに一九一四年以來の歐洲戰亂は、各交戰國の人口數に著しい影響を與へた。人口増加の第二次的源因は、來住者増加及び領土併合である。例へば、米國の人口増加は十九世紀の後半期に歐洲よりの來住者の増加によるものが多く、露、英、獨の人口増加は其領土併合の結果によるものが多い。

現時各國の人口數 各國の國土面積及其人口數は左の如くである。

	面積 方哩	人口 數
英 吉 利 (本 國)	一二一、三七七	四七、〇〇〇、〇〇〇
獨 遷 (共和國)	一七二、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇
佛 蘭 西 四	一一三、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
露 西 亞	四、八五〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇、〇〇〇

伊 太 �利	一、二〇〇、〇〇〇	三五二、〇〇、〇〇〇
白 耳 義 利	一一、四〇〇	七、七〇、〇〇〇
米 國	三、〇二七、〇〇〇	九五、〇〇、〇〇〇
日 本	二三六、〇〇〇	七七、〇〇、〇〇〇

(獨遷を除き一九二二年「ホヰツテカ一・アルマナック」による)

我國の人口數は大正九年十月一日の國勢調査によれば、内地人口五千五百九十六萬一千百四十人、艦船在留者、其他二十八萬六千二百七十九人、臺灣、樺太、朝鮮在住者を合すれば總人口七千七百萬七千四百二人。内地の世帯數一千百二十二萬二千五十三世帶、臺灣、樺太、朝鮮に於ける世帯數を加へ、總計一千五百二十三萬二千百二十五世帶である。

人口の密度 一國の面積に對する人口の割合、印ち密度は、社會事情に密接の關係を有する。人口の調査は、文化の發達を脫し、人口の稀薄なるは文化の發達に不利である。各國の人口密度は左の如くである。

英 吉 利 (本 國)

面積一方哩につき人口數

米	白	和	佛	獨	支	露	日
國	耳	蘭	蘭	伊	太	西	本
(共和國)	(共						

三一  
六五八  
五二五  
一八九  
二九三  
九七  
二七  
三二〇

大正九年、我國の國勢調査によれば我國の内地現在人口の密度は一方里につき二千二百三十九人であつて、白耳義、和蘭、英吉利本國に次ぐ

人口の分布 一國內の各地方の地理的事情は、人口の分布を決定する。人口集中の地理的條件は左は如くである。

- (一) 地點 人口は交通運輸に便なる河岸海岸に集中する。
- (二) 高度 上代には、人類は、海邊低地に居住し、漸次、高地に居住するに至つた。然し海拔一千メートル以上に住居するは稀れである。

(三) 雨量 農業生活の事情よりして、雨量の適當なる土地に集中す。

(四) 溫度 人口の調密なるは、一年平均溫度四、五度より五十五度の地帶である七十度以上の地帶に居住せるは世總人口の二十五分の一に過ぎない。

都市及村落の人口分布 都市の人口集中は現代に於ける著しい事實である。米國の一九一〇年の總計によれば、都市及村落住者の割合は、都市(人口二千五百以上)人口は總人口の四割六分村落五割四分であつた。我國では大正二年末の總計によれば内地總人口は五千五百萬人中、都市(五千以上)二千七百四十三萬。町村二千七百七十二萬人で、大正九年の國勢調査によれば内地人口五千五百九十六萬一千百四十人中市區居住者一千九萬四千七百三十四、郡部四千五百八十六萬六千四百六人、即ち總人口の一割八分は市區居住者である。猶市區居住者に人口三萬以上の二十九町村の居住者百十四萬九千六百三十八人を加ふれば一千百二十三萬四千三百七十二人となる。

性別 一國人口の男女性別は、男女略同數を原則とする。我國に於ては、第一回國勢調査によれば女百に對し、男一〇四の割合である。米國の如きは、來住者中多數の獨身

男子を合すが故に男子數は女子數に超過してゐる。

一〇

人種別 一國民は多種の人種民族より成る場合が多い例へば米國は總人口の九割は白人種を有して凡一割は黒人種、廿五萬の亞米利加、印度人十五萬の日本人、支那人九割の白人種は更にチユートンスラアヴ、ケルト等に分類される。我國は同一人種であるが獨種族別を有する。大正六年末の統計によれば、七千五百萬人の人口中、朝鮮人一千六百六十萬人、臺灣土着民三百二十九萬人。樺太人二千百餘人を包有してゐる。

出生地 國民の出生地は、米國の如き國にありては、外國生れ(歸化國民)と、自國生れとに二種別される。米國の一九一〇年の統計によれば、米國民凡そ一億の中、米國生れ八割五分。外國生れ一割五分である。米國都市中、紐育市の人口五百六十萬中、四割は外國生れで、市俄古市民二百七十萬中三割五分は外國生れである。

年齢別 總人口は年齢によつて三種に別つ。零歳より十五歳迄を幼年者十五歳より六十歳を生産年齢。六十歳以上を老齡者とす。我國では大正七年末の統計にすれば幼年者は總人口の百分の三五・一〇。生産年齢者五六・〇七。老齡者八・八三である。

職業別 國民の職業別は、各國は其分類を異にしてゐる。我國に於てに、農業工業水産業礦業、商業、公務及自由業、其他の有業者、家内使用人、無職業者に分類されてゐる。

人口の増減 人口の増減は、出產率、死亡率、移住數、來住數の比例如何によりて決定される。各國の多くは生産數と、死亡數との比例が人口増減の原因となる。米國の如きは歐洲移民の數も人口増加の主なる原因となつてゐる。歐洲戰亂以外、歐洲より米國への移民數は一年百萬を越え、一九二〇年には四十三萬人、一八二〇年より百年間の移民數の三千三百六十萬人に及んでゐる。

歐洲各國の人口增加 本章の初めに述べたる如く歐洲各國の人口は増加を來してゐる。コハ出生率は減少しつゝあるも、死亡率も同時に減少し、生産數が死亡數に超過するからである。五十年以前からの英、獨、佛三國の出生率統計は左の如くである。

出產率表 (人口一千ニ對シ)

獨	一八七一年—一八八〇年平均	一八八一年—一八九〇年	一八九一年—一九〇〇年	一九〇〇年—一九〇九年
英	三九・一	三六・八	三六・一	三四・〇
佛	三五・五	二三・五	三〇・〇	二七・六
獨	二五・四	二三・九	二三・一	二〇・八

## 最近の出産率

一一二

	西 日 本	班 牙	英 利	蘭 四	獨 逸
一九一七年(大正六年)	三二一・四	三二一・二	三一〇・〇	一七・五	一九・九
一九一八年(大正七年)	三二一・四	三二一・二	三一〇・〇	一七・五	一九・九
一九一九年(大正八年)	二九・七	二九・七	二九・七	九・二	二六・五
一九二〇年(大正九年)	一七・九	一七・九	一七・九	九・二	二六・五
一九二一年(大正十年)	九・二	九・二	九・二	九・二	一九・九

以上の表の如く出産率は各國共に漸時減少を來してゐる。過去五十年間に、獨逸の出生率が高く、佛蘭西の出生率が最も低いのは、各其國の經濟的事情が作用を及ぼしてゐる。獨逸は十九世紀後半期より二十世紀にかけて、國連興隆に伴ふて、產業振興し、國民が其家庭生活に於て經濟的に餘裕を有し、多數の家族を支持するに困難を感じなかつたが佛蘭西に於ては國民が多數の家族を支持する餘裕を有しなかつたのと佛蘭西の民法に於ける規定が兒女の凡てが平等に財產分配に與る權利を有つてゐるので國民はなるべく多數の家族を避くるに至つたのが出生率減少の主なる原因である。米國に於ても、白人種の出生率は、家庭の收入不足の事情から減少を示してゐる。獨逸

の一九一五年の出生率激減は、歐洲戰亂の影響である。

死亡率低下 各國の死亡率も出生率と共に減少を示してゐる。

死 亡 率 表 (人口一千ニ對シ)

	一八七五年(一八九九年)	一九〇〇年	一九〇〇年(一九〇九年)	一九一八年
西 日 本	二二・四	二二・一	一九・五	一九・四
班 牙	一九・三	一八・二	一五・八	一五・四
佛 蘭	二二・〇	二一・九	一九・八	一五・八
獨 逸	二一・四	二一・四	一九・七	一五・七

最近の死亡率表

	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
西 日 本	二三・九	二六・四	一九・五	一九・四
班 牙	一五・一	一九・七	一五・八	一五・七
佛 蘭	一三・四	一九・七	一五・八	一五・八
獨 逸	一五・三	一九・七	一五・八	一五・七

各國の死亡率減少は、醫學の發達、社會衛生施設の進歩、衛生思想の普及、兒童保護事業の發達等による。死者數を年齢別にせば幼兒期が多い。こは社會衛生の不備、

児童保護思想の未發達、貧困者の收入不足、住宅不完全等の主なる原因である。

人口増加率　牛產數が死亡數に超過せるが故に、各國共に人口増加を來してゐる。各國の人口増加率は左の如くである。

一九〇一年—一九一一年人口増加數の百分比例

日	本	一〇・七	米	國	二二・〇
獨	逸	一三・一	英	吉	利
佛	蘭	一・四	八・三		

人口增加に關する學說　人口の自然の増加は、人類並に一國民の幸福のため喜ぶべきか、將に然らざるか。この人口增加に關する學說として夙に知られたるは十八世紀末に英國の經濟學者マルサスによつて公けにされた「人口論」である。マルサスは、其人口論に於て世界の人口數は幾何學的級數によりて増加するが、食料の增加は算術的級數によりて増加する。故に、人口増加を自然のまゝに委すれば、世界は食料の缺乏を來し、人類は生息し得ざるに至るであらう。故に人口増加は獨身生活又は晩婚によつて人爲的制限を加ふべきであると說いた。コノ悲觀說に對して幾多の贊否の論議

が現はれたが、反對論者は、「人口の増殖は、戰爭、病疫、餓饉等による死亡のため積極的制限を受くる外、出生率減少、劣等種族衰滅等消極的制限を受くる故に、必ずしもマルサスの言の如き激増を來さず、且つ一方に於ては科學の進歩により生産物の増加を計り得るが故に、マルサスの悲觀說は顧みるに至らずと主張してゐる。マルサスは獨身生活即ち禁欲生活によつて人口の量の制限を主張したが、十九世紀の後半期に英國に起つた新マルサス主義の論者は、產兒制限によつて人口増加を防止すると共に人口の質を優良ならしむべきを主張した。ソノ説の要點は產兒制限により（一）人口の無限増加を防止し、人口過剰を調節する必要がある（二）多數兒を擧げない事は、母體の強健を保ち、父母が子の養育を全ふし得る上から人口の質を優良にする（三）貧困生活は、多くの場合、家族數の過多より起る。貧困者の家庭に乳兒死亡率の多きはこの事實を示す。故に食困者の產兒制限は根本的の一防貧策である等の點である。この主張に對して反對論者は、「現今各文明國に於ては晚婚等の事情により出生率を減じてある、人爲的產兒制限は、人口の減退を來す憂がある」二、多ん數の兒女を擧ぐ

れば従つて多くの優良児を得、三、勤勞及び生産増加により多數の家族支持は不可能でない産児制限は勤勞者の力行を弱くす。四、産児制限は社會の風紀を害す等の點から反対してゐる。新マルサス主義の理論は我國に於て得失を考究すべき時期であつて實行を急ぐべき問題ではない。

人命保全策 各國の人口は概して増加しつゝあるが、一面に於て人口の自然の増殖は、幼兒死亡、疾病災害等のため沮止され、國民生活の充實を妨げてゐる。この缺陷を填補せんために、かの自然保全策と共に「人命保全策」が行はれてゐる。人命保全策は、一、安全策、二、工業病豫防策、三、幼兒死亡防止策、四、社會保健策に分れてゐる。  
(一) 安全策は數年前、米國に於て一年間に三萬五千の工場労働者が「灾害」のため死亡し、二百萬人が負傷せる事實よりして、其災害防止策として「安全第一」の運動が起り、工業安全協會が紐育に設立され、工場の安全設備の検査勵行、從業者の作業上の注意等の安全の方策を主張し着々効果を擧げてゐる。次に二、工業病豫防策、米國の工場に於て工業上の疾病、即ち職業病に犯さるゝものが多く、英、獨、澳等の工場に

於ては、從業員百名中、工業病に犯さるゝ者二名であるに比し、米國の工場では二十二名に上り、この弊害を防止するために工場衛生設備の改善運動が起つた。三、幼兒保護策。米國の幼兒死亡率は十餘年前、幼兒一千に對し一六五に上り、其防止策として幼兒死亡の多き原因を究めて、不良牛乳、幼兒保護施設の缺乏に在るを知り、一九〇九年に幼兒保護協會が起り、幼兒保護の調査及實行運動を開始した。バルティモアでは純良牛乳配給所を設置し、幼兒死亡數五割を減少し得た。華盛頓の中央政府には兒童局が設置され、幼兒保護事業の助成を圖つてゐる。四、社會保護事業國民が絶ねず傳染病其他疾病的脅威をうくる主なる原因是、社會保護施設の不備である。衛生施設の不完全な印度は住民の平均生存年齢二十三歳、瑞典は衛生施設完備し、國民の平均生存年齢五十二歳四分の一である。社會保護事業としては、傳染病豫防法、種族改善法としてのユーペニツクス、性に關する教育の鼓吹、純良食物法規の制定等がある。我國は大正九年の統計によれば、同年の傳染病患者數九萬七千七百二十五名の中、死亡者二萬一千四百六十五名の多數に上り、幼兒死亡の高率と共に人命保全策の極めて緊切なるを示してゐる。

## 第三章 労 動 問 題

### 第一節 産業組織の發達

労働問題は、約言すれば、一國の労働者的人間的生活の改善に關する問題である。而して此問題の解決は、一國の産業發達と、労働者の幸福増進とか合致しなければならぬ。故に一國の労働問題の考究は、先づ一國の産業組織、産業發達の程度、労働者數、労働者數と他の職業者數との比較、婦人労働の種類等の實情を明かにしなければならぬ。次に、労働者の幸福増進の問題は、單に一、二の事項に止らず、工場設備、労働時間、賃銀、疾病傷害の保障、住宅、家事、社会風潮（教養、休樂、習慣）の改善に亘り、且つ婦人労働、兒童労働、家内作業の改善保護、失業者問題の解決をも包括するが故に、その対策は、工場法規、労働保険等の立法制定、工場に於ける福利增進事業、國民一般の義務教育及實用教育の充實、健全なる労働組合の發達、住宅組合、消費組合等の經濟生活改善策、社會風潮の改善策等の總括的方策による可きである。

現時、各國に於ける労働問題の社會問題としての性質を明かにするためには、順序として産業組織發達の歴史を遡らなければならぬ。産業組織の上から見れば、社會發達は四期の發達階級を劃してゐる。即ち（一）狩獵及魚業時代（二）遊牧時代（三）農業時代（四）工業時代である。歐洲の産業組織は、中世紀は、農業を本位とし、商業これに次ぎ、近世に於ても工業は、家内工業であつて、主として一家族によつて作業を營まれた。然るに、十八世紀後半期に、各機器の發明と共に、工場が設置され工場工業が、家内工業に代はり、所謂『産業革命』を實現した。

工場の設置 第十八世紀の後半期は、機械發明の時代である。ハーベリーグズ及びアーフライトは、紡績機械を、ワットは蒸氣機關を、エリ・ホイットニーは綿操機を發明した。英國に於ては、各種機械の發明と共に、工場が新設されたが、工場の創設には、巨額の費用を要するが故に、富者が工場の出資者となり所謂資本家の位置を占むるに至つた。而して、一方に於て、從來、家内手工業者であつた労働者は新に工場從

業者として各工場に働くに至り、炭坑、紡績、製造工業に便宜な地は新に工業都市として労働者の集合地となり、多數の農業者も工場労働者に早代はりをした。かくの如くして工場工業は、生産増加、技術の進歩によつて、人類の幸福を増進すると共に、産業從事者の職業を分岐せしめ、資本家及び労働階級の別をも生ぜしむるに至つた。而して産業組織の急激の變化に對し、社會全般が適應するためには當時幾多の困難があつた。

産業革命の影響 産業組織の器械化、即ち産業革命は、先づ英國に起り、次いで獨逸及米國に及んだ。英國の社會は産業革命の最初の影響をうけ、當時の労働狀態は甚だ混亂を極めた。即ち、十八世紀末から、十九世紀初頭にかけて、英國の各工場は、工場設備が一般に極めて不完全であつた上に、労働者の居住する家屋は非衛生状態を極め、労働時間は十四時間、十五時間に及び、労働力の不足から各工場に多數の兒童婦人が使用され、疾病、負傷事故が夥しく、これに何等の保護方法が講じられなかつた。然し漸次、政府及國民がこの慘害を省みるに至り、工場設備、労働狀態、労働者

生活の改善のために、各種の社會政策的立法が制定され、工場に於ける福利増進事業利潤分配制度及び、公私設の社會事業の發達と相俟つて効果を擧ぐるに至つた。

英國の労働立法の發達 十九世紀の初めには英國政府は産業上の自由主義を尊重する點から工場労働に對しては、全然無干渉の態度を探つたが、後、此方針を改めて保護策を實行するに至つた。一八三二年に初めて工場法を制定して九歳以下の兒童の工場内の建設を禁止し、九歳より十三歳迄の幼年工は、一日八時間以上、労働せしむる事を禁止した。且つ十三歳以上十八歳迄の少年工の從業時間を十二時間に定め、夜業を禁止した。同時に、新に工場監督官が置かれた。一八四七年、婦人労働を十時間に制限し、一八四二年には礦山労働者を制限し、婦人及十三以下の幼年工の礦山労働を禁止した。

我國の労働事情 我國の産業の主要なるものは工業、礦業、農業、林業、漁業で、これに從事せる男女労働者數は凡七百萬人である。大正八年農商務省の統計によれば五人以上の職工を使用せる私設工場四三九四九、官設一三八合計四四〇八七。其男女

職工數百七十七萬三千百五十五人。各種工業製造品價額は六十八億圓に上り、紡織工場の產額は其半を占めてゐる。

次に礦業に於ては探掘礦區數二、一一〇、礦山從業者數四十六萬人。礦產物の產額は六億四千萬圓(大正八年)である。漁業者戸數は本業、副業を合せ六十二萬戸。從業員數は八十萬人で、漁獲物及水產物製造高は四億圓である。林業勞働者數凡七十萬。農業は耕地面積、田、畠を合し六、〇九一、一六八町、農家戸數は自作、小作同兼業を合し五百四十八萬戸、我國全戸數の五割強を占め、農作物產額(大正八年)は米の收穫六千萬石、價格二十八億九千萬圓、麥四億三千萬圓である。近時小作人の小作料值下げ運動が起り小作人の經濟生活改善のために農業組合が發達を遂げんとしてゐる。我國の勞働事情全般の上より見れば、各種勞働者の最低賃銀問題、女工及少年工保護、勞働組合の組織、能率増進及び失業者保護、勞働者教化等の實際問題が横つてゐる。

## 第二節 工場勞働の社會的影響

工場勞働の社會生活の上に及ぼした種々の影響の中主なるものは、幼年勞働婦人勞働及び勞働者の作業上の災害及疾病である。

### 幼 年 勞 動

十八世紀末、產業革命後の混亂の時代、英國では各工場に於て幼年勞働の弊が甚しかつた。各工場では六、七歳の兒童が十四、五時間働かされた。此等の幼年勞働者は多くは孤兒院から雇入れた貧兒であつた。其後、工場法の制定及び其改正によつて幼年勞働者の數は漸次減少したが、猶各國に於ては多數の幼年者が勞働に從事してゐる。米國では一九一六年、兒童勞働禁止法が制定された時に、各州に十二歳以下の幼年勞働者の數は二百萬人であつた。我國に於ては、大正八年の統計によれば、十五歳以下の幼少年勞働者數は工場勞働十四萬二千人(男二萬六千、女十一萬六千)農業三萬二千、林業四千、漁業一萬一千人、總計十九萬人であつた。猶大都市に於ては、家

内労働、僕婢徒弟、見習等の勤勞に從事せる多數の幼年労働者がある。

**幼年労働の動機** 幼年者が工場労働に使用されるのは、下の如き種々の理由がある。(一)機械工業は、手工業の如く多く技術の熟練を要せず、従つて賃銀の低廉なる幼年者を使用し得る事。(二)児童を使用せば、賃銀が低廉なる故に、製造品を安價に販賣し得る事。米國に於ては、この弊を除かんがために、『消費者同盟』が組織され、児童を虐使せる工場の製品を購はざる規約を實行してゐる。(三)父母が家計を補助せしむるために、児童を労働せしむる場合が多い。(四)児童自らが、學校生活よりも職業生活により收入を得ん事を希望を有する事等である。工場労働以外の幼年労働も其主要なる原因は児童労働の賃銀の低廉なる事及び貧困者の家計補助のためにある。

**幼年労働の弊害** 幼年労働は、児童自らの幸福のためにも、社會一般のためにも種々の弊害を生ずる。(一)児童の健康。幼年期は、自由活動を望み、戶外運動を好むが幼年者の工場労働は、發育不良を來し、疾病的原因となり易く、児童の自然の健康を

破壊する。(二)賃銀。児童労働の結果、成年労働者の賃銀標準を低下せしめる。又、幼年期に、労働生活に入つた職工は、體力消耗のため早衰し易く、熟練工としての生涯を全うするを得ない。(三)教育。幼年労働は、児童の教育を受くる機會を失はしめ、智識の發達を阻害する。幼年労働者數と、無教育者數とは正比例をする。(四)児童の德性。幼年者の工場労働は、普通幼年者の接觸せざる非道徳の空氣に感染し易い。幼年労働の結果として不良性を帶ぶる者が多い。(五)社會の蒙る損害。幼年労働者は、自己發展の進路が局限され、永久に僅少の收入と、低度の生活に限定され生涯向上の途がない。而して後日、父母たるの時期に於て、社會の成員及び、家庭の父母としての教養、品性を欠ぐ。コハ幼年労働の安價に正反対せる高價なる社會の損害である。

**幼年労働規定** 幼年労働の改善方法の主要點は下の如くである。(一)幼年労働の最低年齢を定むる事、(二)少年職工の危険なる作業及び夜業に關する規定を設くる事である。從前英國の工場法は最低年齢を十二歳として、十二歳以上十四歳迄の少年職工には夜業及び危險なる作業を禁止した。獨逸は十三歳を最低年齢として、十六歳

以下の少年工には夜業を禁止した。米國に於て最も労働法規の進歩せるマサチューセツ州では最低年齢を十四歳として、十六歳以下の少年工は、學校の義務教育終了の證明書を得て雇傭するを得る規定を設けた。國際労働會議ではの最低年齢を十四歳とし、少年工には危険なる労働及夜業を禁止した。幼年労働改善の實際的方法は（一）最低年齢を規定する法規を定むる事、（二）米國の「消費者同盟の」如き組織により幼年労働を制限する事、（三）兒童局の如き行政機關設立により國民に兒童労働の利害を知らしむる事、（四）教育を平等にし兒童の學校教育を永續せしむる事。等である。

### 婦人労働

幼年労働と共に、婦人労働者の數が増加した。婦人労働の種類は工場労働、家内工業、家庭労働等多種に亘り英國に於ては婦人労働者數三百萬人、米國に於ては五百萬人。我國に於ては大正八年の農商務省統計表によれば、私設工場に於ける女工數八十七萬人、同雜役從業者は二萬人、官設工場四萬人、農業百三十萬人、林業十三萬人、漁業十六萬人、鐵山十一萬人計二百六十萬人の婦人労働者がある。更らに、家庭内職者、商店、家庭使用人を加ふれば猶多數に上る。我國の女工數八十七萬人の中、工業種類別によれば、製絲業、紡織業最も多く、製絲業に從事せる女工數二十八萬人、紡績十七萬五千人、織物業二十四萬人である。全國の女工を年齢別にすると、十五歳以上二十歳迄が三十九萬人、二十歳以上が三十六萬人十五歳以下が十一萬人である。製絲工場に於ては十五歳未滿の女工數が三萬六千人に及んでゐる。

婦人労働の改善 婦人の工場労働は、一般労働者の賃銀及生活標準を低下し、一家族の家庭の和樂を防げ、兒童の幸福を奪ふ。婦人が自己の意志によつて、自給生活をなす自由は、これを阻止さるべき理由はないが、社會改善の上から見れば、一國の労働立法及び工場の施設は労働婦人の幸福を充分に保障するものでなければならぬ。現今、我國に於ては、家庭内職の如きは多數の婦人、兒童が從事しつゝあるに拘はらず労働規定が適用されざるが故に、工場労働よりも弊害の甚しい場合が多い。

婦人労働と賃銀 勢効婦人の賃銀の問題は、工場設備、労働時間の制限、衛生施設と共に女工の幸福を増進する必要條件である。女工の賃銀は、男工に比し一般に低廉

であつて、女工の最低生活費をも支辨し得ざる場合が多い。スコット、ニアリングは米國の工業地に於て男工の年收入六百弗に對し女工は平均三百五十弗を得るに過ぎず女工の三分の二は年收入三百二十五弗以下で、男工と同等の六百弗を得るもの全女工數の二十分の一に過ぎずと言ひ、數年前カンサス・シティに於ける調査によれば、同市の女工一人の最低生活賃銀を一週間七弗として、女工の半數は僅かに一週六弗を得てる。東京商業會議所の大正十年七月の調査によれば男工の賃銀平均は一日二圓乃至三圓に比し、女工は一圓乃至一圓五十錢男工最高賃銀五圓に對し女工は三圓五十錢である大阪府の大正十年一月の調査によれば鐘詰男工一日二圓に對し女工一日一圓三十五錢、其他紡績、莫大小、燐寸等の女工の賃銀も男女に比し三、四割低廉である。かくの如く婦人労働者の賃銀の低廉であるは種々の理由がある。(一)婦人労働が需用に對し供給過多なる事、(二)婦人の健康上、男子の如く激烈なる勞働に從事するを得ず從つて職業が限定され、少數の職業に對し多數の求職者がある、(三)婦人は男子の如く收入增加のため甲の地より乙へ又は丙地へ轉職し難い。(四)婦人労働者の勤労生活は一時

期に止り、男工の如く一生涯を通じ同一職業に身を捧ぐる決心が無い。故に技術の進歩がない。(五)婦人労働者の生活は自己の收入のみで不充分であれば、多く家族の他の者、又は親戚より扶助を受ける、男工の如く絶対に獨立生活を営む必要はない、(六)女工には労働組合の如き團体的勢力が無い。(七)女子には同性の利權を擁護する政治的勢力が無い。かくの如き理由、約言すれば、婦人労働が産業界に於て新しい要素である事、婦人生活の性質が労働に適應しない事が婦人労働者の賃銀を低廉ならしめてゐる。然し、婦人労働者の賃銀が低廉、殊に婦人の最低生活費にも達しない場合には其住居、食物、健康に結果を及ぼし、且つ其德操に迄影響する。これ、歐米にて夙に男女工に對する「同等の労働に對する同等の賃銀」の要求が叫ばれ、且つ實行され、又婦人に對する最抵賃銀動運が試みらるゝ所以である。米國に於ては一九一九年マサチューセッツ州に於て初めて男女工最抵賃銀法規が制定され、同十三年には他の八州が實施した。

婦人労働保護方法 前述の如く婦人労働者は、男子の如く労働生活に適應せず、寧

ろ一時期の勤労生活なるが故に、幼少年労働者と共に保護方法を講ずるが至當である。歐米の婦人労働問題研究者中には婦人生活に於て、労働は單に一時期の職業と稱すべきものであると言つてゐる論者が多い。我國の工場労働の如き女工中二十歳以下の女工が多數を占めてゐる現状に於ては、殊に以上の如き事情を有してゐる。女工保護方法としては、労働法規により労働時間、夜間労働を制限し、工場の衛生設備、災害及疾病に對する手當を規定し、産婦保護の如き母性保護方法を定めなければならぬ。コレと同時に工場の教育施設、及び工場所仕地に於けるセツツルメント事業等により女工生活の幸福を増進を圖る必要がある。各國の労働立法に於て、英國工場法は、女子の夜業及び礦山労働を禁じ、労働時間十時間、紡織工場に於ては土曜日半日勤務、日曜日、祝祭日休業、產婦休業四週間を規定し、獨逸工場法は女工労働時間十一時間、夜業禁止を規定し、米國マサチュツセッツ州法では婦人労働を十時間、夜業を禁止してゐる。我國工場法に於ては女子は幼年工と共に保護職工として規定を設けられ、労働時間十二時間とし、一ヶ月休日二回、夜業をなす場合には四回とし危険なる

機械取扱禁止、產後五週間(醫師の證明ある場合には三週間)の就業を禁止してある。一九一九年第一回國際労働會議の協約によれば、労働時間八時間、夜業禁止、產婦休養期間、產後六週間を規定し、我國の女子夜業廢止に關しては特に延期除外例を設けられた。コハ我國の產業發達の程度が遽かに生産力の激減をなし得ざる事情あるに基く。労働立法と相俟つて婦人労働者の工場に於ける災害、疾病豫防、病舎、食堂、浴場、休養、娛樂設備、病院等の施設を要するは勿論であるが、歐米の工業都市に於ては篤志家の盡力によるセツツルメント事業が労働婦人の休樂、教養のための一中心機關となつて、衛生、家事、育児等の智識の普及を圖つてゐる。

### 工場作業に伴ふ危險

工場工業は多くの『危險なる作業』を生ずる。即ち、作業の性質上、甚しく職工の健康を害し、又は負傷事故の多いものを謂ふ。例へば、電氣器械、發動機の取扱、礦山労働、化學工業等はいづれも其作業に危險が伴ふ。工場労働の職工の負傷、疾病的原因となる災害を分類すれば下の如くである。(一)有毒物の危險。例へば、鉛中毒、燐

中毒の如きは著しいものである。鉛中毒は活字製造工場、硝子工場等に於て、職工の皮膚、又は口腔より内臓に入り中毒症状を惹起し、全身痺痺、發狂等に至らしめる。燐中毒は黃燐の中毒により脛骨が腐爛し、所謂「燐腐骨症」に罹る恐れがある。(二)粉塵の害。工場内の粉塵が、操業中、呼吸と共に呼吸器に入り氣管支加答兒、肺結核の病源となる。コハ石造工、金属工、紡績工、坑夫の作業に於て甚しい。(三)溫度及濕度の急變より受くる健康上の害。例へば製鐵所の火爐に接近して作業する職工が、遽かに工場外の冷かなる空氣に接觸する時、肺炎を起し、坑夫が礦山内の氣壓のため罹病するが如き場合である。(四)器械による災害。器械の齒車に觸れ、惑は調帶に巻き込まれ、負傷或は死亡し、瓦斯の爆發のため災害を蒙る場合である。かの如き危險なる作業に對する災害を減するためには、先づ婦人及び幼少年労働者をしてこの種の操業に從事せしめざる規定を設くる事が先決問題であつて、各國の工場法及び國際労働協約に規定を設けてある。次に職工の災害豫防法としては、(一)鉛、燐、其他有毒物の害を防ぐため操業中、口蓋を使用せしむる事。(二)作業場に於て食物を攝取せしめる。

完備せる食堂を設置する事(三)器械運轉のため受くる災害を豫防するため安全機を具へ付くる事(四)工場を清潔ならしむる事(五)職工の災害疾病の治療養手當に関する勞働法規を制定し、且つ工業會社の賠償規定を完全にする事等である。労働者の疾病災害賠償方法を最も早く國家的に規定したのは、獨逸であつた、一八八四年労働保険法を實施し、英國及び米國各洲に於ても労働者に於ても賠償法が規定されてゐる。

### 第三節 安價賃銀家内工業

安價賃銀家内工業の特質 工場工業の外に、手工業及び、簡易な器械工業は家屋内の小作業場或は家庭の室内に於て行はれてゐる。かくの如き作業はその勞働時間の長く賃銀の極めて抵廉なる點からスウェーティング・システム(安價賃銀労働)と呼ばれてゐる。安價賃銀家内工業は「一定の時間内に、最抵の賃銀によつて、最大の努力を義務つけられ毫も健康及休養を顧慮されない家内労働をいふ」と定義されてゐる。

作業時間の長い事、賃銀の至廉、作業状態の非衛生的なるは安價賃銀工業の三要素である。歐米の都市に於ても我國の都市に於ても貧困者の家庭に於ては、多く此種の労働に從事すべく餘儀なくされてゐる。我國に於ける家内作業は造化紙箱製造、燐寸レツテル張り、状袋張り、シャツのボタン附其他百數十種に上り、これに從事するものは外國と同じく婦人、兒童又は老人である。貧困者の生計補助として、家族の内職は止むを得ざる場合が多いがソノ内職が往々安價家内労働である事は注目しなければならぬ。家内作業には二種別がある。(一)家庭の室内に於ける作業(二)小作業場に於ける作業である。我國の家内作業につきていへば、前者は家庭内職で、後者は通勤内職であるが、最も不秩序なものは、家庭内の作業である。一室若しくは二室を有する陋室内に或は間借の一室で、老人、婦人子供が終日夜間も働き通してゐる。通勤内職の方は數人若しくは十數人が一雇主の小作業場に通勤する。

家内作業の原因 都市の密集居住地に於て家内賃銀作業に從事する者の増加するは商工業者が、内職者を利用して抵廉な賃銀で製品を得やうと欲するのと、細民の生活

難、殊に家賃の騰貴が其理由となつてゐる。家内作業は多く問屋からの請負仕事であつて問屋と内職者との間には往々仲買人が仕事の斡旋をなし、貧困者のそれが家計状態を知悉して極めて抵廉な賃銀で仕事を引き受けせしめる。

#### 家内作業の弊害及改善方法

家内作業の弊害を列舉すると下の如き諸點にある。

- (一)長時間の労働、我國に於ても内職の作業時間は十時間より十五六、時間に及びぶ。多年かくの如き労働に從事する事は健康を破壊してゆく。(二)賃銀抵廉から貧困者の生活程度を益々低下せしめる。(三)家庭は一の作業場となり家族生活の秩序、和樂を破壊する。(四)陋室に於ける製作品、例へば被服の如きは傳染病の傳播の媒介をなす(五)労働供給の過多と共に、無限に賃銀の下落を來す。こは家内作業の最も甚しい弊害である。(六)任事が分業で体力及技術を要しないため、老齢者、幼児も労働せしめる。(七)工場法規を適用されず從つて作業場の検査が不可能である。(八)幼少年者は家内作業のため教育を受くる機會を失し、生涯貧困者の群を脱し得ない。以上の弊害に對する改善策は(一)労働法規を家内作業にも適用する事

(二) 内職從事者が團結して賃銀を値上し、且つ労働状態の改善を行ふ事、(三) 被服裁縫の如き季節により甚しき收入の増減ある内職の弊を改むる事、(四) 作業場を整頓せらる工場に改むる事、(五) 商工業者が内職者の幸福を慮り適當の作業場を設置する事。

(六) 職業教育及び職業紹介所により年少者に適當の技術を授け、就職の斡旋をなす事、(七) 公衆の輿論を喚起する事。例へば「消費者同盟」の如き團體を組織して家内作業の改善を行ふ事等の方法による可きである。

#### 第四節 失業問題

失業問題は現時的重要な一つの社會問題である。一國の産業方面から考察すると、多數の失業者を出す事は巨額の資本の運用を休止し、一國の生産力を激減する事となり勤労者各個人は失職のため生活の脅威をうけなければならぬ。一九一四年、歐洲戰亂勃發の際には紐育市に四十萬の失業者を出した。多數の失業者が生ずると、社會一般に不節制、貧困、犯罪等の現象を誘發する。

**失業の原因** 失業の原因は二種別される。(一)個人的原因 (二) 産業事情に基く社會的原因である。

(一) 個人的原因 個人的原因の中、主要なるものは、「疾病」である、學者の調査にすれば米國に於ては各労働者一人につき平均一年十三日は疾病のために休業する。次に「體力虛弱」「技術不熟練」「作業上の負傷」「飲酒」の原因が多い。

(二) 産業事情に基く原因(イ) 季節による労働例へば鐘詰業、被服裁縫業、果實園勞働等は從業者を失職せしめ易い(ロ) 産業不況のため。我國に於て大正九年四月以降の財界不況の際に於ける如く工場の事業縮少のため解雇さる、場合(ハ)労働紛議の結果、同盟罷業、工場閉鎖のため失職する場合はいづれも社會的事情による原因に基く。失業問題の対策 失業問題の解決策は、失業の原因と共に亦二種に別れる。(一) 個人的の原因を除かんがためには、個人の衛生思想を養成し、健康を尊重せしめ、且つ工場設備を完備して作業上の疾病災害を減じ、職業教育機關を増設して就職の必要な技術を授けなければならぬ。(二) 失業の社會的原因を調節するためには(イ) 職業紹介

所を設置し、労働の需給を圓滑ならしむる事(ロ)官公營事業たる道路改係、上下水道、公園設置等の土木事業を起して失職せる労働者に業務を與へる事(ハ)企業の健全なる發達につとめ、労資相互の協力を測る事、(ニ)失業保険法を制定する事(ホ)工場法規により労働者各自の勤勞生活を保障する事等である。

## 第五節 労働組合

労働組合は、賃銀労働者が其生活状態を改善せんがための自覺的努力の結果、組織されたるものである。シドニイ・ウェッブは定義して「労働組合は、賃銀労働者が、其労働條件を支持し又は改善せんがための永續的團體である」といつてゐる。

労働團體の起源 英國に於て労働團體の組織されたのは、産業革命を起源とする。企業を中心として見れば、工場所有者たる資本家と、使用人としての労働階級との間に、人間的情誼を保つは理想とする所であるが、事實に於ては、資本家と、労働者との關係は昔時の家長と被雇人との關係でなくなつた。一企業に於ては、資本家は各個人の労

働者の力に倚頼しないが、労働者各個人は、ソノ労働によつて得る賃銀生活か其生命である、故に工場労働者は、取初低康なる賃銀生活にも甘んじたが、漸次、その労働状態の改善と生活向上とを冀ふに至り其希望を到達せんがために、各個人の力に頼らす、労働團體の結果によつて、資本家に對立せんとするに至つた。茲に於て、労働者の團體たる労働組合が發達を遂げた、然し労働組合本業の目的は、凡ての資本家に對しての戰鬪を意味するのではない。英國労働組合の一指導者が、「現時不良な労働者が在ると共に不良な資本家がある、故に労働組合の必要がある」といつたのは至言である。

労働組合數 英國では一八二四年、米國では一八二五年に初めて労働組合が組合された。現時各國に於ける労働組合員の概數は左の如くである。

英 國	八、〇二六、〇〇〇	佛 蘭	二、三〇〇、〇〇〇
獨 逸	七、五〇〇、〇〇〇	米 國	五、〇〇〇、〇〇〇
和 蘭	三七三、〇〇〇	白 耳 義	八七〇、〇〇〇

英國労働組合の發達 英國の労働組合は産業革命後、十九世紀初頭には同國の團結禁止法のため壓迫されたが一八二四年同法の撤廢すると共に勢力を擡げ、一八五〇

年迄ロバート・オーレンの社サマーリー改革運動及び憲章黨の運動と相結んで氣勢を上たが、急進的運動は効果を奏せず一八五〇年以後は熟練工組合が發達を遂げた一八八〇年以後はトム・マン等の活動によつて急進的の「新組合主義」<sup>チャーチスト</sup>が勢力を得、近年フェビアン・ソサイエティ及びギルド・ソシアリズムの思想的影響をもうけた。最近英國労働組合は其思想に於て急進的傾向を生ずると共に、其組織に於ては産業別組合組織により合同を見るに至つた。坑夫聯合會（會員數八十萬）鐵道聯合會（會員數四十五萬）運送聯合會（會員二十一萬）の所謂「三角同盟」は産業別組合主義を代表してゐる。

米國の労働同盟 米國に於ては一八二七年、費府に器械業組合が組織され、次いで全國労働組合、ナイツ、オブ、レーバーの如き労働團體が現はれたが、一八八一年に現時の米國労働組合同盟が組織され、一九〇〇年には五十萬の會員を有し、一九二〇年には二百萬の會員を有するに至つた。同組合同盟は、毎年大會を開き労働立法の制定、労働者の權利擁護のために努力し、八時間労働制、日曜日休業、工場及礦山の監督制度確立十六歳以下の少年労働禁止、不良工場製品の購買拒否、養老年金、疾病保險の

制定、言論の自由、婦人參政權の獲得、憲法修正の自由、教育施設の充實、補習教育の發達等を主要なる綱領として主張してゐる。

我國の労働組合 我國に於ては大正元年八月、友愛會が創立され、大正十年十月組織を改めて「日本労働總同盟」とし會員三萬、支部百五十、大阪支部會員一萬七千を有す。労働組合法はまだ制定されないが各地の労働組合は其數を増加しつゝある。全國の労働組合數は大正十年七月内務省調査によれば、労働團體數二百七十三、會員數十一萬一千六百八十八人である。

**労働組合の實際的運動** 労働組合の事業は二方面に分れてゐる。(一)は労働組合が労働者の權利増進をするための實際的運動の方面及び、(二)組合員の疾病、失業教養に關する共濟的方面である。労働組合の實際運運は左の如き方法による。

(一)團體交渉の獲得 労働組合の實際運動の目標の一は團體交渉權の獲得である。團體交渉權は労働者個人又は幾千かの個人労働者の利益擁護のために労働組合が資本家側に對し交渉の任に當るを意味する。かくの如き、労働組合が雇主に對し労働者個人

の賃銀労働時間其他労働條件改善のため、交渉権を有する事は労働組合の發達にとりては大重なる意義を有し、團體交渉権獲得は「組合工場主義」實現の前提とも見られる。

(二) 工場合議合及委員會 團體交渉権獲得に比して穩當な方法は、工場に於て雇主側と其使用人たる労働組合員との代表者が合議會(ジョイント・コンフヘレンス)を組織する方法である。この合議會は單に双方の意志の交換をして相互の希望の協定を計る。我國の工場に於て近時試みられつゝある工業會社の諮詢機關としての工場委員會は英米に於ける合議命の意味である次に協議以上に決定権を有する工場委員會の組織がある。コハ歐洲戰時中、英國に於て實施されたホキットレー案の如き組織で労資双方の代表者たる委員會が労働條件を議決する權利を有してゐる。又政府が労資双方より委員を任命せる仲裁委員制度の如き組織もある。米國の工場では、以上の組織中合議會を最も適當の方法と認められてゐる。

### (三) 同盟罷業、工場閉鎖、及び怠業（財物破壊及び生産制限）「同盟罷業」は被雇者

側の要求を貫徹するために、一工場或は數ヶ所の工場労働者が同盟して、雇主に對して行ふ從業拒否である。「工場閉鎖」<sup>ロックアウト</sup>は雇主が從業者の要求を容れず、從業を拒否する場合である、同盟罷業は近年各國に於て増加を來してゐるが、労働組合が主として罷業政策による事は、一國産業の發達、労働者の幸福、國民生活の安定の上から不正當であると難じられてゐる、英國マンチエスター・ガーディアン紙の調査によれば一九二〇年(大正九年)一月より六月に至る半年期の歐米二十三ヶ國に於ける同盟罷業人員數は八百九十七萬人で、罷業は延日數一億一千四百八十万四千日であつた。英國及び米國に於ける同盟罷業の件數は左の如くである。

	英 國	一、三〇〇 <small>一九一八年</small>	一、四一三 <small>一九一九年</small>	一、七一五 <small>一九二〇年</small>
	米 國	二、〇九八 <small>一九一八年</small>	二、一六七 <small>一九一九年</small>	一、七二八 <small>一九二〇年</small>
件 數		四、九七一 <small>大正八年</small>	八二二 <small>大正九年</small>	四二六 <small>大正十年</small>
				四三

我國に於ける同盟數は大正四年には六十四件、參加入員數七、八五二人であつたが最近の件數は左の如くである。

從前、我國の同盟罷業は主として賃銀値上げ、時間短縮を目的としたが、大正十年には主として労働者側の團體交渉権の獲得及工場委員制度創設を目的とした罷業が行はれた。

**生産品制限の可否** 従業員が雇主に不誠實を示し、正規の業務に服せざる場合を普通「怠業」といつてゐる。怠業には二種の方法によつて行はれてゐる、一は所謂財物破壊<sup>レストラクション</sup>で、二は怠慢によつて生産制限を行ふものである。財物破壊、即ち製品、農作物、器械等を毀損し企業に損害を與へる破壊手段は、かの歐洲のサンデカリスト。米國のI・W・Wの如き過激的労働組合に於て行はれてゐるが反道徳の手段であるは言ふ迄もない。次に怠慢による生産品制限も、第三者たる社會一般から非難を受けてゐる。生産制限も労働組合の規定を尊重する上から、過度の殘業を廢止し労働力節約方法を拒否する場合はこれを非難すべきではないが所謂怠業によつて、一定の報酬に相當する正當の勤労を怠り生産品の制限を行ふ事は企業者に損害を及ぼし産業力を減じ、労働者の品位を墮するものとして非難されてゐる。

(四) ピケツティング ピケツティング(普通「歩哨」と譯されてゐる)は同盟罷業に附題して同盟罷業の裏切者を防止するため組合の制御方法である。例へば罷業に参加せしむべく労働者を途上に説得し、又は組合員の家庭訪問をなし罷業の決意を固うせしむるが如きはそれである。米國各州に於てはピケツティングは法律上許されてゐるが脅迫的のものは許されない。

(五) ボイコット及 黒表 ボイコットも同盟罷業と同じく労働組合の武器として試みられてゐる、労働組合の要求を容れない資本家に對しての交渉拒否である、労働組合員は組合員の利益を無視する資本家人名表「不正表」を作り、總て組合員が其企業に反対の意志を有する事を明かにする。資本家は、不穩の態度に出づる労働組合員を排斥するために「黒表」を作る。又労働組合員はボイコットの一方法として「組合標」を用ゐる事が多い。「ユニオン・レーベル」は組合員の從事する工場の製品にのみ付する認定標である。コハ一面に於て工場の製品を良好ならしめ、且つ組合員の増加

を計る方法として行はれてゐる。

四六

(六) 自由工場主義及組合工場主義 資本家と労働組合との間に常に激烈な争點となるは、組合工場の問題である。自由工場は工場の従業員を労働組合員に限らず、組合が加入しない職工も使用する工場を意味し組合工場は其従業員は労働組合員のみに限る工場である。米國に於ては資本家側は多く組合工場の根本義に於て反対し、「組合工場主義は労働組合の工場獨占を意味し労働組合に加入しない職工の就職を不可能ならしむ。しかも、米國の労働者中凡七割は労働組合員ならざるが故に、組合工場主義は國民の機會均等を妨げ、デモクラシーの精神に反す」と難し、これに對し労働組合側は「自由工場主義は労働組合の効力を絶滅するもので、組合工場主義が全國に實現され初め組合外の労働者の勢力が組合の規定した労働條件を破壊する事からしめ得る」と主張する。

労働組合の共濟事業 労働組合は、權利伸張と共に組合員の教養、疾病、死亡、失業等救に對する共濟的方面の事業を尊重しなければならぬ。英國の労働組合はコノ方

面の事業に於てすぐれた特色を有してゐる。

急進的労働組合 以上の實際の方策は健全なる労働組合に就き述べたのであるが、更らに近世の急進的な思想運動の影響をうけて總罷業を唯一の武器とする過激的労働組合も歐米に於て一勢力を有してゐる。急進的組合主義を「新組合主義」とも稱せられてゐる。英國、佛蘭西の「労働總聯盟」C・G・T 米國の「世界產業労働同盟」の如きはその代表的のものである。佛蘭西のC・G・Tは千九百二年に組織され凡六十萬の會員を有し、米國のI・W・W、は會員數八萬を有してゐる。

労資双方の接近 労資双方の融和は事實上困難な問題であるが、其解決策は、双方が其威力を濫用せず、一國の産業發達、國民生活の改善のために協調を計るにある。資本家は、労働施設を整備し、富の集中の弊を緩和し、労働者は一國の産業事情を了解し、教養を主としなければならぬ。

## 第四章 都市問題

現代の文明は、都市を中心とするが故に社會問題は多く都市に集中してゐる。

四七

都市の發達 各國都市は近代に至つて急激の發達を遂げたが、歐洲及東洋の古代に於ても既に都市文明の發達を見る。歐洲の古代に於てはミネバ。バビロンの如き大都市が當時の文化の中心となつた。バビロンは、人口百萬、希臘のアテネは人口十萬、羅馬は五十萬と謂はれてゐる。歐洲では、中世紀の封建時代に都市の衰微を來したが、後商業と共に再び都市の繁榮を見るに至つた。近世文明の發達は都市を起點として、文藝復興は北部伊太利の都市に生れ、獨逸の宗教改革も同國の都市に起つた。第十八世紀末の産業革命後、十九世紀に於ける商工業の發達と共に、各國の都市は急速の發達を遂げて倫敦市の如きは、百年間五倍の人口増加を示し、紐育市の如きは同じく一世紀間に四十倍の人口増加を來した。米國の市俄古其他の大都市は多く十九世紀に初めて建設され、東洋の都市も前世紀に其面目を改めた。

都市の起源 都市の創設さるゝに至つた起源は、各都市により其事情を異にしてゐる即ち(一)封建時代の都市の如く對敵防禦地として建設されしもの(二)商業及貿易の中心地として海陸交通の便利な地點に創設されしもの(三)工業中心地としての都市、

製造工業或は炭坑地等に企業を中心として人口集中を來した場合で、米國のイリノイ州のブルマン。インディアナ州のゲーリーの如きは純然たる工業都市である。(四)首都としての都市。地理上より見て、一國の統治に便なる地に創設された都市で伯林、ペトログラード。我國の東京京都の如きそれである。(五)名勝地及健康地としての都市。例へば、米國のコロラド州のコロラド・スプリングス。紐育州のサラトガ・スプリングス。我國の別府、熱海の如き小都市である。以上は各種の都市創設の要素であるが、都市創設の後政治、經濟、教育、産業等人文の發展を遂げ市民の協同的精神が發達すると共に都市は有形的に益々擴大する。而して都市の物質的方面の發展と、精神的文化内容とが相一致して茲に初めて文明都市として面白を具へる。

都市の人口集中 現代各國の人口は、村落を去つて都市に集中せんとする傾向が著しい。大都市の人口增加の例を擧ると紐育市は十年間八十五萬、市俄古七十萬、東京市二十萬大阪市は三十五萬を增加した。かくの如き大都市の人口增加の原因は都市の

商工業の發達、教育機關の完備、都市生活の愉樂等による地方人の來住である。

都市の社會問題 都市の人口增加、物價騰貴、密集生活、社會的邪惡等によつて各種の社會問題が生ずる。都市に於ける社會問題中主なるものは（一）住宅問題（二）社會衛生問題（三）社會風潮に關する問題である。（一）住宅問題。いづれの都市に於て於ても住宅不足と勤勞者の生活難とは密集生活を餘儀なくせしめ且家屋の非衛生的状体が居住者の健康を破壊してゐる。殊にかくの如き不良住宅の影響をうけるは幼年者の健康である。歐米の大都市に於ける合同家屋及び細民窟に於てはこの弊が甚しい。英國ブランドフォード市の一九一四年の統計によれば、一、二室の住宅居住者の死亡率は人口千に對し二十五、五室以上居宅者のそれは千に對し僅かに九、乳兒死亡率は餘裕ある階級に於ては生産千につき五十九密集居住地に於ては一七九人の高率を示してゐる。不良住宅の改善策として獨逸都市は、市が土地買收によりて地價の騰貴を防ぎ、市營を以て住宅を建設してゐる。都市の密集生活を緩和する方法として、共同住宅會社經營による田園都市、又は工業會社經營のカアデン・サバーヴ（郊外居住地）

（田園村）の創設も行はれてゐる。英國に於けるレツチウオース田園都市、並にポートサンライト住宅地。ブーンヴキール住宅地の如きはそれである。一九一二年、英國の乳兒死亡率は千に對し九五、レツチウオース田園都市に於ては僅かに五〇・六であつた。兒童の健康状体に於て、リヴァプール市に於ける十四歳兒童の平均体重は、七一・一磅より九四・五磅であつたが、ポート・サンライト住宅地に於ては平均一〇八・六であつた。次に（二）都市生活に伴ふ非衛生状体を改善し、傳染病豫防のため社會衛生施設が必要である、上下水道、施設、塵埃除去、純良牛乳検査、施料病院、無料診療所設置を必要とする外、積極的に市民の健康を増進するため公園及び遊園、公設浴場等の設置を要する。（三）社會風潮の改善及生活問題の解決。都市は巧利的風潮、社會的邪惡、生活難、無智、迷信、密集生活、失業等の原因が交錯して、各種の犯罪を生み、多數の貧困者を出してゐる。米國の大都市に於ては全人口の三割は貧困線以下であると謂はれてゐる。此等の實際問題の對策として文化政策上の施設、救貧、失業豫防等の施設を要する。

**都市計畫** 都市が人口増加と共に、有形的發展を遂げゆくに従つて、其將來の膨脹を豫想し、商工業の發達、交通機關の整備、市民の幸福增進のために技術的に都市の根本的改造を行ふを「**都市計畫**」と稱する。獨逸の各都市、米國の都市は夙に都市改造を實行し我國に於ても大正八年四月都市計畫法を發布され、各都市に於て實行に着手してゐる。都市計畫の内容は大様左の如く區分される。

(一) **範圍の決定** 都市改造のためには、其將來の膨脹に對應して都市計畫實施の範圍を決定しなければならぬ。即ち交通及び經濟上直接の關係ある附近の町村を範圍内に編入するを要する。

(二) **地域制** ゾーン・システム 商工業の發展を促し、市民の住居狀体を秩序的ならしむるために一都市の地域を商業地域、工業地域、住宅地域に區分し、各別種の施設を必要とする。

(三) **街路系統** 交通及び物質運搬のため街路系統を整備し、路面を改修するは都市計畫の重要事項である。街路系統の様式は四種に大別せらる。(イ)倫敦市の如き不規則街路(ロ)露國モスクウの如き集中式街路(ハ)巴里の如き放射線式(ニ)紐育、フキラデ

ルフキアの如き垂線式、又は盤目式で、こはウキリアム、ベンが古代バビロンの街路から案出し、米國の都市に適用したものであるが、コハ市の方より他方へ斜斷する場合の交通の不便に鑑みて、近時米國都市の街路系統は放射線式に改められてゐる。

(四) **建築物取締** 都市の保健防火等の必要から、各地域の種類により、其建築物の

高度、建坪及空地、道路よりの距離に制限を附する規定をいふ。

(五) **公園系統** 都市の公園系統は、市民の保健及休樂のために面積の廣大にして公園としての設備の完備を理想とする。歐米の文明都市に於ては公園系統は最も整備し巴里の公園面積は、全市面積の四分の一、市俄古は全市面積の二十八分の一、カンナス・シティは全市面積の十九分の一を占めてゐる。然るに我國に於ては、從來東京市の公園面積は全市面積の八十一分の一、大阪市は全市面積の百九十分の一を占むるに過ぎない。歐米の都市に於ては、公園系統の改善と共に、小公園及兒童遊園が増設され、市民の教養、休樂のための近隣中心機關として利用されてゐる。

(六) **接水面の改善** ウォーターフロント 都市の接水面、即ち河海に接した部面は水運に利用すると共

に、都市の美觀及市民の幸福のために商工地域著しくは住宅地域たらしめず、公園若しくは公園道として市民共有の休樂地域たらしめなければならぬ。例へば獨逸のデュッセルドルフのライン河岸は河港たると共に遊園地とされてゐる如きはそれである。

都市計畫の内容は以上述ぶる如くであるが、近時歐米に於ける都市計畫の主要なる目的は市民の大多數を占むる勤勞階級の保健、休樂のための社會政策的目的に向つて進みつつあるは注目すべき事實である。

## 第五章 貧 困 問 題

### 第一節 貧 困

文明の進歩と共に、富者も貧者も共に生活の標準が上つて來た。「貧困」とは如何なる者を意味するかを定義すれば、「貧困」とは、一定の收入を有し、獨立の生活を營むも現代の生活標準からいへば、其收入が正當な健康と勤労能率を保持するを得ざる生活事情を意味する。而して貧困者中自宅若しくは、養育院に於て公私設團體の扶助を受くる者は所謂「窮民」である。

都市生活と貧困 貧困の根本的原因は、其收入不足であつて、其收入の多少は多く

社會の經濟的事情によつて決定される。社會事情より見れば、村落よりは、都市に貧困者が多い。チャールズ・ブースは倫敦市の貧困者は全市民數の三割を占むるといひローンツリーは、ヨーク市の人口の二割二分は貧困者であるといつた。一九〇三年、米國ボストンでは人口に比し二割の被惠者あり、同年、紐育市のマンハッタンでは家賃の拂へなかつたものが一割四分であつた。貧困者數と、一國民の總人口との割合について、ロバート・ハンターは、一九〇四年米國本國の九千萬の人口中一千萬人の貧困者があるといつた。ツマリ、米國全人口の一割から、一割二分は貧困者である譯になる。一九一〇年の米國の人口調査によると米國には七十萬の被惠者があつた。

貧困の原因 貧困者並に窮民の貧窮生活の原因に關しては、種々の研究が試みられてゐる。例へば、マルクス以來の社會主義を主張する論者は、貧困の根本原因を究めてソハ生産の過剩利益を資本家が私するためなりと謂ひ人口論の著者マルサスは人口の増加が食料增加に倍するためなりと説き、ヘンリー・ジョージは、貧困は地價の騰貴によると主張した。其他、貧困の原因として、職業教育の不充分、疾病、家屋不良、

飲酒等一原因を力説する論者も多いが、要するに、現代の社會に於ては貧困の原因是、一、二の原因に歸着するのではなく、數種の原因のいづれかに歸因し、若しくは各種の交錯せる原因を有する見るのが妥當である。故に、現代社會問題の實際的方面の研究者は、貧困のよつて生ずる社會的原因及個人的原因を究めて、而して後、防貧及救貧の方策を講じてゐる。

貧困の原因は三種別するを得る（一）天然の災禍に基く原因（二）社會的原因（三）個人的原因である。

（一）天然の災禍　洪水、震地、火災等の變によつて、多數の人々が家財を失ひ、忽ちに困窮の生活に陥る場合がある。例へばシカゴの大火、桑港の震災の如き、大阪北區の大火、最近、東京淺草の大火、往年、濃飛の震災の際の如きそれである。

（二）社會的原因　貧困の原因が個人の素質體質、能力によるにあらずして、社會事情に基き、多數の人々が等しく其影響を受くる場合である。社會的原因は數種に細別し得る。收入が不足の場合、即ち收入が、最低生活費に達しない場合に必然、貧困生

活に陥る。一九一九年紐育市に於ける生活費は五人の家族の生計を興へるために、一年、少くとも八百弗を要し、シカゴでも同様であつた。然るに當時五百萬人の勞働者は、一年六百弗以下の收入であつた。ピツツパークは所謂「千人の百萬弗長者を有する都市」といはれてゐる。然るにその勞働者の七割五分は、一年四百五弗から、五百五弗の收入しか得てゐない。米國の各地、例へば紐育市内の合宿家屋、シカゴの屠牛場附近ペンシルヴェニアの工業都市、ヴァジニアの礦山で働いてゐる勞働者の半數以上は其生計を支へるだけの最低賃銀を得てゐない。我國に於て大正十年二月、大阪府の調査によれば大阪府下の工場勞働者十五萬人（全數二十三萬）中、日給二圓以上、即ち月收六十圓以上を得る者は全數の三割を占むるのみであつた。**二**物價騰貴。**三**失業  
「勞働問題」の章に述べたるが如く社會の經濟事情の變化のため、多數の失業者を出すとき、彼等を貧困者或は更らに窮民たらしめる。**四**、家屋不良。我國都市の合宿家屋我國都市の割長屋の如き家屋の狭小、不潔非衛生が居住者の健康を害ひ、勤労能率を減じ、貧困生活の程度を更らに低下し、居住者の家庭生活及道德性を破壊する。**五**、

社會的邪惡及社會風潮。例へば、賭博、遊蕩、投機的射利等の反社會的風潮が人心を攪亂し、勤労生活より遊惰に、更に困窮に陥らしめる。六、誤用されたる救濟事業。救濟事業は、貧困者が獨立の人格を保ち、其勤効能率を増進するため授産の如き方法により各出來得るだけ自力によらしめなければならぬ。然るに、往時の英國救護法の如く貧困者を老廢者、孤兒の如く一つに慈惠を以て臨むときはかへりて、貧困者の數を加増し、彼等を驅つて「窮民」たらしめる恐れがある。七、戰爭の失費。戰時の國費及び平時の軍備費は、國民の負擔を過大ならしめ、國民の物質生活を脅威する。一九一四年、米國の統計によれば米國は軍費として平均一日九百萬弗を支出し、年金等の費用五十萬弗を支出してゐる。ツマリ、一ヶ年の國費の七割は、軍事費であつて、これがため國民各個人は一年二十五弗を負擔する事となる。八、稅率及び關稅率の高率のため日用品の價額が騰貴し各個人の日常生活の失費を多からしめる。九、產業界の變動。產業界の不況の場合に勤労者の收入を減じ生計の困難を感じしめる。

(三)個人的原因。貧困の個人的原因は、各個人の素質、體質、家庭事情等に起因す

るる。個人的原因を細別すれば、下の如くである。一、無教育、幼年勞働等のため教育を受くる時期なくして勞働生活のみに終始した者は、現代生活に適應すべき能力智識を有せずして、生涯最も低き生活標準より脱し得ざる場合が多い。二、疾病三、飲酒不節制四、犯罪五、主人の死亡、六、主人の失業。東京市養育院がかつて、七年間、同院收容者中、四十一歳以上の者三千三百二十四人につき調査した結果によれば、貧困の個人的原因十七種の中疾病によるもの四六一、最も多數を占め浮浪性によるもの三九二、飲酒三二四これに次ぐ割合を占めてゐる。ローンツリーは、英國ヨーク市(一八九九年、人口七萬五千)の貧困者を調査し、貧困の原因を第一次的、第二次的の二種に分ち第一次的原因、即ち收入の總額を貧困線以下ならしめる原因を、(一)賃銀不足、(二)家族多數、(三)主人死亡(四)主人疾病或は老廢(五)主人の就職不規則(六)主人失職に別ち、第二次的の因、即ち收入は少額ならざるも、惡習慣のため貧困に陥らしむる原因としては飲酒、賭博、遊惰等を擧げてゐる。而して第一次的原因中では主人の賃銀低廉なるため貧困に陥れるもの最も多く五割一分を占め、家族多數

これに次ぎ二割二分を占めてゐる。

**貧困の循環律** 個人の境遇及現時の社會事情から貧困状態は多く原因と結果と相交錯して循環し、貧困状態は容易に脱し難きのみならず、往々時日と共に貧困の度を低下してゆく恐がある。例へば、貧困なるが故に、不良家屋に居住し、不良家屋は疾病を誘起し、多病は失業の原因となり再び貧窮に陥り貧窮は児童の教育を不可能ならしめ一家の貧困状態を永續せしむ。かくの如きは貧困の循環律と稱すべきものである。

**富の集中の問題** 貧困者の向上を圖るために、貧困の社會的、個人的原因を究めて防貧並に救貧の方法を講すべきであるが、茲に根本問題の一つとして、一國民の間に資力の不平均を來す富の集中の問題をも考究しなければならない。各文明國に於ける最小數者の有する富の集中は一面に貧困者を増加する一原因となる。例へば、英國民中六割五分は最貧困者で、その有する富の總額は英國民の富の總額の僅かに六十分の一である。富の獨占を緩和する事は貧困問題の解決に重要な問題でなければならぬ。

## 第二節 救貧事業

**救貧事業の進化** 貧困の原因が多様である如く、防貧及救貧の方策も種々に分岐するが、茲には、最も直接の方法たる救濟事業につきてのみ述べる。舊來の意味の慈善事業は印度、支那、日本、埃及の古代にも行はれた。昔時希臘のアテネに於ては、救貧稅を徵し猶太に於ては、禮拜堂が貧者に對する施物の場所となつてゐた。これについて初代の基督教會は、物質の共有を以て教徒の門の富の平均を圖つた。其當時神父の主なる務めは、貧窮者を保護する事であつた、其當時のローマでは、捨兒や負傷兵のため保養院が設けられた。又ローマの貧困者は市の公設の市場から食物に廉價に買ふ事が出來た。ジュリアス・シーザーの時には三十二萬の貧困者に無料で食物を施してゐたといふ、然しかる無制限の慈善施設はかへつて、ローマ全領土に怠惰な被惠者を増加した、これは誤用された慈善事業の弊害を示す古代の一例である。

中世紀に於ては、同じく救貧事業は基督教會の實行的方面の主要な事業となつて、禮拜堂は貧者に對する施物の場所となり、各地の禮拜堂には、食物を乞ふ乞食の群が絶

えなかつた。近代に至つて奴隸制度の廢止と共に歐洲各國は、浮浪者を禁する法律を制定し、教會が貧窮者の施物の場所となる事も止んだ。

英國は、夙に、新たな救濟方法として「貧困者救助法」を制定したが、そのための費用はいよ／＼多くなつて、一八一八年には、一一〇〇人の人口に對して、七八七八〇一磅（八千萬圓）の支出となつた。一八三二年には、貧困者調査委員が設置されて、從來貧困者として登録されてゐた者の數が餘りに多數であつた事を發見した、一八三四年に新に、「救貧法」が通過した。かくて健全な身體を有する者に對しては、國家は救助を爲さる事に定めた。そして授產場を多く新設して貧困者に技術と労働を與へた即ち、戸内救助法が新に生れた。

救貧事業の二種別　救貧事業の第一は、所謂「戸外救助方法」で貧困者の自宅に於て金錢物品を與へ救助する方法で、第二は「戸内救助方法」である。即ち、授產場、養育院の如き建物内に、貧困者を收容して、救助する方法である。獨逸のエルバーフェルド救貧委員の如きは前者に屬し、英米の公私立養育院の如きは後者に屬する。米國

の都市でも、ニューヨーク、費府等は戸外救助方法を探りつゝある。我國に於て大阪府方面委員制度の如きは、戸外救助方法の新らしき施設である。以上、二種の慈善事業はいづれも特質を有し、之れを比較すれば僅少の收入に苦しんでゐる家族に對して或は、一家の主人が一時、失業して困難を感じつゝある場合に於ては、其家族に對して戸内救助方法を適用する必要はない、「戸外救助方法」即ち、自宅救助によつて家計の扶助をなすが適當である。

戸外救助方法（自宅救助）は各被惠者の事情に應じて、適當の救助をなし得る便宜があるが、慈善事業を主として、戸外救助方法によると、被惠者は、物資の扶助をうけつゝ家族生活を全うし得るが故に、窮民の數を増加し、往時、英國の如き濫救の弊害に陥り易い、獨逸の如きは、エルバーフェルド・システム（救貧委員制度）の方法によつて、戸外救助を行つてゐる都市があるがそれは、有給の監督者の下に、無給の市民委員を置き被救者の家計情態を嚴密に調査せしむるので、濫救の弊に陥らない。我大阪府の方面委員制度も、この點に重きを置き實蹟を擧げつゝある。

各種の救貧施設　近時、社會事業としての救貧方法は、單に物資の給與によりて解決しやうとせすに、貧困の各種の原因を究めて、貧困者救助の効果を上げつゝある、即ち、疾病・不健康・社會的境遇・無教育・精神薄弱・無智・失業等貧困の主要な原因を根絶する方法として、貧困者に對する遊園・浴場の如き保健施設、無料病院、住宅改善・最低賃銀法制定、家事改善・職業教育、特殊教育による貧困問題の解決につとめてゐる。

**戸内救助方法の改善** 戸内救助即ち養育院は、米國に於て最も發達してゐる、而して其收容者は、多様であつて不健康者、貧兒、老衰者、不具者等を含んでゐる、養育院の欠陥は多く亂離に流れ易く、其收容者は、秩序ある獨立生活に復活する事が出来ず、春になれば、健康者は養育院を脱出し、冬が來て收入がなく、生活が困難によれば再び歸來するといふやうな事も往々ある。養育院のかくの如き弊害の改善策は(一)養育院を貧困者の一時收容所たるに留めて永年居住せしめざる事。(二)兒童收容者は成年窮民の中に混じて收容せざる事。(三)精神薄弱者と、普通能力者との區別を嚴に

する事。(四)監督者從業員の人物、品性を吟味する事等である。

**醫療的救濟** 近時救貧事業の主要なる一方法として、醫療的救濟が盛に行はれてゐる。即ち、施療病院、巡回看護婦、トラホーム治療所等が組織的に醫療慈善團體の事業として、實蹟を擧げてゐる。兒童保健施設としては產院、小兒整形外科病院が設置され、貧困者の兒童の不健全な發育を防いでゐる。

**セツツルメント事業** 救貧事業として最も有効な事業の一つは歐米都市に於ける社會同化事業である。篤志の社會事業家が細民居住地の曾館内に住居して、周圍居住者の生活教養健康の改善を計り、貧困者に對し充分の理解と同情を以て接觸し社會改善の實を擧げてゐる。

**友誼的訪問の効果** 貧困者の個別の自宅救助に關しては(一)救助を要するものと要せざるものとの識別(二)生存に必要なだけの物資を給する事。(三)被惠者に獨立生活に必要な技術を授くる事等は最も留意すべき點である。更らに、(四)被惠者の種々の事情を理解し慰籍獎勵するためには最も必要である。社

會事業團体に於て救護方法として最も重要な事は友誼的訪問に在りと稱せられてゐる友誼的訪問により窮民の家族關係家族の技術性情を知り家庭の再造に助力し得るのである。訪問委員の活動はセツツルメント事業に於て最も著しい特色とせられてゐる。

## 第六章 犯罪問題及感化事業

### 第一節 犯罪問題

犯罪は貧困と共に、現時社會の一疾患をなすものである。犯罪は「社會の安寧秩序を害する行為である」と定義されてゐる。昔時、犯罪は、犯罪者が他の個人に加へた損害の程度によつて決定されたが、現時は、社會の公義を基礎として犯罪を論ずるに至つた。犯罪の原因是、個人の社會生活に對する不適應と共に、社會組織の不完全にも基くもの多く從つて進歩せる文明社會に於ても犯罪者なる反社會階級を絶滅するは不可能である。

犯罪の種類 犯罪の種類につきては各國の刑法に其分類を異にしてゐる我國の刑法

では犯罪の種別は（一）國家の安寧に對する罪（二）國交に關する罪（三）公權に對する罪（四）靜謐を害する罪（五）公共の衛生に關する罪（六）偽造罪（七）風俗を害する罪（八）瀆職罪（九）生命身體に關する罪（十）自由に對する罪（十一）住居及秘密を侵す罪（十二）名譽信用を害する罪（十三）財產に對する罪に分類されてゐる。

犯罪者數 犯罪者數は年々増加してゐる。我國の在監者は大正九年八月の調査による在監者四九五三四人、米國では一九一〇年に男女一三六〇〇六人、中二五〇〇人は未成年者であつた。

犯罪者の増加 何故犯罪者は増加してゆくか。その理由は、社會の進歩と共に、一面に一般の道德的意識の發達を遂げ、罪惡を減ずるが他の一面に於て、各國の法律が風紀、産業、交通等各方面の法規が多岐に至り、且つ漸次嚴峻に行はるゝからである。又社會的事情に於て個人の慾望の發達物價の騰貴と共に生活難が犯罪の主要なる原因となる傾向がある。犯罪の種類からいへば、現代では傷害罪は減少し、商業の發達と共に

に、詐偽、商法違反等商業道德に關する犯罪が増加した。

犯罪の原因 犯罪の原因は（一）個人的（二）社會的に大別し得る。

（一）個人的原因として舉ぐべきは（イ）遺傳（ロ）教育及訓練（ハ）習慣（ニ）職業である。（イ）個人の犯罪行為は「遺傳」と見るべきものが多い。然し、犯罪精神そのものが遺傳するにあらずして、薄弱な精神、即ち犯罪に陥らしむる素質の遺傳である。（ロ）多くの犯罪者は小學教育をも終へぬものが多いため「無教育」が犯罪の原因となるは教育の力により克已心情操を養ふ機會を経ざると共に、社會の成員たるべき職業を得る準備を有しないからである。（ハ）「習慣」。不節制、飲酒等は意志を薄弱にし犯罪の誘因となる。（ニ）「職業」。職業不熟練のため失職する事はこれ亦犯罪の動機となる。米國の統計によれば二六九の殺人犯人中九割は十五歳以前に労働を始め職業教育を受ける機會を得なかつたものである。

次に（二）社會的原因は、（イ）環境。家庭の事情による悪感化、低級なる娛樂場より受くる刺激暗示により意志の薄弱を來す（ロ）經濟的事情。即ち産業不振、賃銀低廉、

失業等悲惨なる生活が犯罪の動機を作る。（ハ）法律強制力の薄弱、司法警察力の不備（ニ）都市生活の惡風潮（ホ）罪惡に對する輿論の薄弱（ハ）監獄に於ける在監者の種別不完全、感化力不充分なるため初犯者を再犯に陥らしむ。

## 第二節 感化事業

刑罰の進化 昔時各種の刑事被告人は裁判の決定により罪を定められる。犯罪徵者に對する刑罰の精神は「復讐」としてての刑罰であつた。然るに、其後「復讐」より「鞭罰」となり、それより「感化」方法に進み、更らに犯罪の第一原因を充めて教育の普及及び社會的環境の改善に進み、「豫防法」となつた。

刑罰の監獄改良 刑罰の精神の變化と共に刑罰の方法も進化し慘酷な極刑は夙に廢止され又監獄の改善が實行された。伊太利のベツカリア英國のジョン・ワード等はその最も著しい改革者と見るべきである。ジョン・ワード（一七二六—一七九〇年）は英國ベドフォードの典獄で、監獄生活の非文明的なを慨して歐洲諸國を巡遊して監獄の改良を說いた。監獄の改良は、感化院の發達を促した。免囚保護事業婦人少年感化

院は重要な感化事業として發達を遂げた。

七〇

豫防的方法 豫防的方法の第一は高等教育の普及、小學教育、職業教育德育、及宗教の力により個人の徳性を涵養し、罪惡に對する抵抗力、判断力を養はしむる。第二は社會的環境を改善し貧民窟、密集居住地の改善、公園及遊園の設置勞働状体の改善によつて個人に及ぼす罪惡の力を減ずる方策である。かくて個人及社會が改善され、社會一般に正義の精神が旺盛となつて初めて犯罪を最小限度に殺滅し得られる。

次に現代に於ては犯人取扱方法も改められ、起訴猶豫、刑の執行猶豫、假出獄等の恩典が設けられ、監獄内に於ては 在監者の犯罪の輕重による取扱方法を嚴に區別し、獄中勞働を改善し、衛生設備の完全を期せらるゝに至つた。

少年犯罪者の感化 少年犯罪者の問題は感化事業の上からも、少年保護問題の上からも極めて重要な問題である。少年犯罪者を普通犯人と共に收監する事は、彼等の悪癖を増大し、後來、社會に一層害毒を流すといふ見解から、少年犯罪者のため特に少年裁判所が設置さるゝに至つた。少年裁判所は、少年犯罪者を罰するよりも寧ろ救濟ある。

するを目的としてゐる。即ち、犯罪の原因を究めて適當の矯正方法を考究する。ソハ父母素質能力、家庭の不和、飲酒、兒童虐待、貧困の程度、兒童の朋、友犯罪當時の境遇等である。裁判の目的は懲罰にあらずして矯正にある故に、一少年犯罪者の家庭事情が良好であれば監視者を附して家庭に置き、家庭及境遇が悪ければ、少年ホーム、授産場、感化院に送る。少年ホーム、感化院では教育及技術に重きを置き漸次市民性を有するに至らしめる。少年犯罪の豫防方法としては密集居住地の改善、家庭の肅清である。

## 第七章 欠陥者の特殊教育

### 第一節 身体異常者

教育の目的からいへば、教育は普通能力者と欠陥者と平等教育を受くる機會を得さしめなければならぬ。即ち、欠陥者に對して特殊教育を與すべき施設を要する。

社會の成員中には、常に幾千がの欠陥者を含んでゐる。即ち(一)身体異常者(二)精神異常者である。第一、身体異常者は、(イ)盲人(ロ)聾啞者(ハ)畸形者に分ち、精

神異常者は(イ)狂者(ロ)癲癇病者(ハ)精神薄弱者に區別する。これ等各種の欠陥者に對しては盲人教育、聾啞教育、低能兒教育等の必要が起つて來る。本節には、盲人教育及聾啞教育につき述べる。

### 盲人教育

盲人の數 一九一〇年、米國の統計によると、全人口九千萬人中、盲人の數は五七二七二人、我國にては明治四十四年の調査によれば全國盲人數六萬九千百六十九人、即ち、凡七萬人である。男女の割合からいふと、米國の統計では男子の盲人數は女子よりも多い。コレは男子が工場に於ける作業の過失より受ける負傷事故の多きに基く。又年齢の比例よりいへば、盲人の半數は、老齢者である。ソハ老年の視力減退に基くものである。

盲目の先天的原因 盲目となつた年齢を調べると米國の統計によれば、二歳迄に盲目となるるもの八分の一。十二歳迄三分の一。故に三分の二は、十二歳以上、少年期以後に於て、盲目となつたものである。幼時に於て盲目となつたものは、出生後直に

母體の病毒を受けて、膿漏眼となつたものが多い。膿漏眼の豫防法として、硝酸銀水で洗滌する方法が普通行はれてゐる。幼兒の眼病は、貧困者の家庭に於てに殊に多い。社會事業團体の巡回病院產院等では殊に幼兒の眼病に注意を拂つてゐる。猶學校衛生及社會衛生の發達と共に盲人數は各國共に次第に減少しつゝある。

盲人學校の組織 盲人教育のためには、各國に盲人學校が設置されて、讀書、作文技術等の教育を與してゐる。我國では大正六年三月の調査によれば、盲啞學校數は、官公私立七十三で、生徒數二千七十六名(男一千五百二十二女五百一三)に及び日本盲人協會其他の團體が設立されて盲人教育の發達を計つてゐる。

盲人教育の要素では「點字」は、一八二九年佛蘭西のルイ・ブレールの發明した點字法が廣く行はれてゐる。盲目兒童に對して最も必要な事は、學術、技術音樂を修得せしめて、先づ獨立せる生活能力を與へる事である。盲兒の教育について注意すべき點は、此等の兒童が、視力の欠陥と同時に、身體の發育にも多く欠點を有してゐることである。米國ベンシルヴァニアの訓盲院に於ける統計によると、收容女子の四割五分、

男子三割六分は脊髓が彎曲してゐる。視力の欠陥と共に身體の動作を不活潑、變調ならしめ、かく著しく肢體の畸形を來すのである。故に、盲人教育は、智識教育と共に體育を重んじなければならない。盲人教育の課程中、音樂教育は、職業を得る方便たるもののみならず、盲人の陰鬱な精神生活に愉樂を與へ、歐米並に我國に於ても夙に最も重き置かれてゐる。盲啞の天才ヘレン、ケラー女史等は盲人教育改善の基礎として盲兒幼稚園設立の急務を主張してゐる。

**盲人の職業教育** 盲人をして、適當の職業を得ず賤業に從事せしめ、或は被救助者たらしむる事は社會事業の方針を誤るものある。こゝに盲人に對して、實際的の職業教育、授產場、職業紹介所及び盲人圖書館設置の必要を生ずる。

#### 聾啞教育

**聾啞者** 聾啞者は聽覺に欠陥を有するため言語を解せず、それ故に言葉を發する能はざる者が多。米國の一九〇六年の統計によると、米國に八六〇〇人の聾啞者があつた。

**聾の原因** 聰の原因は、(一)成年後、中耳炎其他耳の疾患によるもの、(二)少年時に猩紅熱其他の疾病によるもの(三)山地等地理的作用によるもの(四)聰者の結婚により遺傳を受くるもの、(五)近親結婚による遺傳的欠陥等に大別される。年齢によつて其聾耳の原因を別つと、出生と共に聰者であるものは、遺傳的のもの多く、五歳以下で聾となつたものは、腦膜炎によるもの多く、十歳未滿の聰者は猩紅熱、成年後は中耳炎によるものが多い。猶太人中には近親結婚の弊による聰者が多。聰者の四分の一は幼時言語を聞かざる故に啞者となつてゐる。而して啞者の大多數九十二パーセントは、發聲機能の欠陥者でなく、聰者なるが故に、言語を發し得ないものである。

**啞者の教育** 舊時は聾啞者は、全然、生活能力の無いものとして、一種の聾啞者養育院に收容したが、現時文明國に於ては聰・啞者も被惠者となすべきものでなく、教育により自立し得るものとして、特殊の教育を授けてゐるその教育方法も漸次進歩しつゝある。聾啞者に對する教育方法として、(一)手振りによつて意味を通する符號方法(二)口唇の動き方によつて意味を解し且自ら發言せしむる發言方法(三)符號方法と

發言方法との混合方法と三種の法式が用ゐられてゐる。神經中樞、著しくは發聲機能に異狀ある聾啞者に對しては、符號方法による外はないが、發言能力を有する聾者に對しては、教授者が口唇の動き方によつて言語の意義を漸次被教育者に理解せしめ、且つこれに倣つて發言せしめ、反覆して言語に慣れしめる事を得る。舊時は、多く符號方法が聾者に對して用られたが、現今は、發言方法も多く用られ、又混合方法も試みられてゐる。米國では、聾者に對して混同方法か、發言方法を用てゐる。

**聾啞者の職業** 聾啞者の職業は極めて局限されてゐるが、主として(一)農業(二)製造機械工業(三)家内労役に三大別される。農業、園藝等は、聾啞者に適せる職業として、多くこの方面に從事してゐる。

**畸形者の教育** 畸足者もこれを放任するときは、社會に正當な職業を得ず、極めて賤しい行商者、被患者となる恐れがある。故に適當な職業教育を與し、且つ特殊の職業紹介所の求職のために斡旋する必要がある。近年畸形者の教育保護機關も漸次増設されてゐる。

## 第二節 精神欠陥者

精神的欠陥者は三種別に分れる。(一)狂者(二)精神薄弱者(三)癲癇病者である。狂者と精神薄弱者とは嚴に區別すべき本質的の差違がある。「狂者」は、多くは成年期に於て、精神活動の障害によつて起り、「精神薄弱者」は幼年期に既に精神能力の發達が普通兒童に比し遙かに劣れるものである。コハ幼年期に遺傳的に現るゝものが多いたるし、智力發達の遲れた兒童と、精神薄弱者とは、嚴に區別しなければならぬ。

### 狂者

**狂者數** 文明國では狂者數が増加する傾向がある。米國は一九一八年狂者數二十三萬九十人、人口一千に對し二人強の割合である。我國では大正八年末の統計によれば男子三一、六九七。女子一七・七三〇計四九四二七人であつた。

**發狂の原因** 發狂の原因は、從來、遺傳的であるといふ説もあるが、今日では後天的原因によるといふ説が有力である。發狂の原因と見るべきは下の如くである。(一)遺傳的素質。例へば肺病が、疾病そのものは遺傳しないが、肺病に罹り易い、虛弱な體

質を遺傳するが如く、精神病そのものは遺傳しないが、精神の不確定、薄弱な精神及體質素質等の遺傳が環境の刺激に依り精神病を惹起す場合が多い。(一)不道徳によるもの(二)飲酒による。(四)憂慮、恐怖、精神過勞等より来るもの等である。發狂年齢平均は満三十七歳六ヶ月で、男女別では男子が女性より多い。これは責任及び不節制の程度に差違があるからである。

狂者の保護 精神病院、狂院の如き場所では、狂者の偏執、狂躁、ヒステリー、陰鬱等の性質を改める方法を講じなければならぬ。殊に、養育院、感化院等に於て、狂者は他の收容者區別して取扱ふべきは勿論である。狂者の取扱法は、昔時は虐待、監禁の外なかつたが、近代に於ては、人道的保護方法と、科學的醫療方法と相俟つて行はれ患者の治癒を測つてゐる。近年精神病者の療法として、温浴、電氣療法等多く行はれてゐる。

### 精神薄弱者

前述の如く、精神薄弱者は生來、精神能力が普通人以下のもので、其數は、英、米

両國の統計によると、人口三百人に一人の割合である。精神薄弱者研究の大業ゴッダード氏の調査によれば、米國では三十萬人から四十萬人の精神薄弱者がある。紐育市小學校生徒の一萬五千即ち百分の二は、精神薄弱兒である。

精神薄弱者の三種別 精神薄弱者は其精神發達の程度によつて三種に分れる。(一)白痴(イヂオット)白痴は、普通兒二歳に等しい精神能力を有し、自己の意識がなく、發言の能力なく、多くは身體も不具である。その多くは幼死する。(二)痴愚(インペシイル)痴愚者は普通八歳の兒童の有する智識から發達しない。(三)輕愚(モロン)八歳から十二歳迄の幼年者に等しき智力を有し、この種の精神欠陥者は多く普通能力を有する人々の間に混入し、精神の薄弱者中、社會生活に最も害毒を及ぼす。不良少年、淫賣婦、犯罪人にはコノ程度の輕愚者が多い。

精神薄弱原因 精神薄弱の原因は、不節制、酒精中毒等が原因となつた痴呆症もあるが、其六割七分は遺傳である。

低能者教育 低能者自らのためにも又社會のためにも低能者教育及び豫防方法に努

めなければならぬ。而して其教育方法は低能者の精神發達程度によつて、方法を異にする(一)白痴イチヲツト——全然、家庭苦しくは養育院に於て保護を加ふるに止む。(二)痴愚インペシールには最も簡易な手工を授くべきものである。(三)輕愚セロンには手工及技術を授け、織物、木工、繪畫、裁縫、農業等を學ばしめる。この種の精神薄弱者は教育の力によつて、二割は自活する事を得る。

**精神薄弱者豫防** 精神薄弱者を適當に保護教育を與へ、社會生活に幾干か適應せしむるならば、貧困と犯罪の半ばを防止し得る。精神薄弱者の八割は社會に混入し放任されて、各種社會問題と相關聯してゐる。英國のブランドフォード感化院には、百人の女を收容して、其實際平均年齢は二十歳九ヶ月であるが、能力程度は十歳であつた。精神薄弱者の保護教育のためには、(一)養育院感化院收容者、監獄在監者の能力検査を行ふ。(二)著しき低能者を隔離する事(三)飲酒、不節制の矯正(四)遺傳防止のためユーチニツクスの如き方法も必要である。

**癲癇病者** 癲癇病者は、一種の精神疾患者を見るべきものである。犯人の中には

多くこれを見る。其原因は同疾患の遺傳及び酒精中毒、精神病の遺傳による事が多い。病者を平常保護する事は最も大切な事で、癲癇病者は養育院からも、精神病院からも別に隔離して主として戸外保養方法によるべきである。

## 第八章 離婚問題

歐米に於ける離婚數が増加しつゝある事は著しい事實である。我國も米國と共に世界に於て離婚數の最も多い國と謂はれてゐる。歐洲の古代及中世に於ては結婚の宗教上の儀式及宣誓が尊重され離婚は稀れであつたが、近代に及び離婚數が激増した。米國の如きは結婚の自由と共に、離婚の手續も容易であつて、そのため離婚數の増加を見ると稱せられてゐる。我國に於ても離婚を惡風と見る舊習が廢り、離婚が容易に行はれてゐる。

**離婚數** 各國の離婚數は前述の如く近年増加を示してゐる。一八八五年歐米離婚數は米國二三四七二、佛國六二四五、獨逸六一六一、英吉利本國五〇八、であつた。

然るに、二十年を経て一九〇五年には、米國六七九七六、日本六〇一七九（明治三十九年）獨逸一一一四七、佛國一〇八六〇、英吉利八二一の如き數を示してゐる。結婚數に對する離婚率は、日本八に對し一、米國十二に對し一、佛國三十に一、英四百に一の割合である。我國の大正八年に於ける結婚數は四八二、八一〇件で離婚數は五万七千百二十九件で即ち結婚數八に對し離婚數一である。

**離婚增加の理由** 離婚率の如何は、各國の社會事情、家庭組織、婦人の法律上の位置によつて異なるが、離婚數增加の原因を概括すれば左の如くである。

（一）昔時は、家内工業で、一家族が協力して一家業に從事したが、現時は、夫も、妻も、子も各其職業を有して、生存の必要から、家庭の幸福を楽しむ事が出來ない而してそれ以上の富裕な家庭にあつては、妻は、遊惰なる富者として、自由な生活をする。この家庭的事情から、出産率が少く、離婚が多い。

（二）婦人の經濟的獨立。現代では婦人も正當な職業を得て經濟的獨立を得るやうになつた。故に、妻は、家庭生活の不幸なるとき獨立した自己の生活を選ぶやうになつた。

（三）物價騰貴、生計困難及び、現代人の奢侈的風潮が離婚の理由となる。

（四）都市生活に伴ふ不道徳。

（五）婦人運動。現代の婦人運動が家庭の婦人を刺激して、家庭生活に不満を感せしめ、思想及生活の上に變化を促す。

（六）思想の變化。現代の婦人の思想には、自然の變化を來してゐる。父權時代には一家族は、全家族の幸福を重んじたが、現時では個人の自由主義に傾き、個人の思想感情の自由を重んずる。

**離婚と社會的事情** 異婚數は社會的事情、宗教等によつて影響を受ける。離婚數は（一）都市に於ては村落より多い。（二）米國に於ては、舊住民より外國移民に多い。（三）宗教の上では、舊教徒より新教徒に多く、無宗教者に更に多い。（四）子供の無い家庭に多い。

**我國に於て離婚の多い理由** 我國で離婚率の多い理由は左の事情に在ると思はれる。（一）男女相婚の無理解、（二）夫婦が別居せざる故に家庭の舊習との衝突、（三）家

計逼迫の經濟的原因、(四)近時、婦人の思想が自由主義に傾けること等である。

離婚の時期 我國の大都市、東京、大阪両市に於ける離婚數の統計によるど、離婚は結婚後一年以上五年迄に最も多い。コハこの時期に夫妻の精神に動搖が多いからである。

離婚防止策 歐米では離婚の防止法として、離婚者は再び結婚するを得ずといふ法律の制定を主張する論者もあるがコレは適當な防止策とは謂へない。最も實際的な離婚防止方法は、男女成年者に、家族的觀念、兒童保護の精神、倫理的精神を養ひ、家政に關する智識、能力を得しむるに在る。

## 第九章 禁酒問題

飲酒問題 飲酒問題はいづれの文明國に於ても一つの社會問題となつてゐる。飲酒が健康、労働能率、社會道德の上に著しい惡影響を及ぼしてゐる點から見て、當然、これが矯正策を講すべきである。

米國の禁酒實行 歐米各國中、禁酒運動の最も盛んなのは米國である。米國に於ける禁酒運動は既に百年の歴史を有してゐる。南北戰爭前一八〇八年にも紐育には既に禁酒同盟會が組織されてゐた。一八五一年メイン州は早くも禁酒法案を通過した。一八八三年には婦人矯風會が組織され、ウキラード夫人が活動した。一八九三年には酒場廢止同盟が組織された。而して一九二〇年には全國禁酒を斷行した。

禁酒前米國では年々飲酒量が増加した。一ヶ年酒精製造額二億弗。造酒從業者五萬人、小賣人六萬八千人、其使用人十萬を數へた。而して酒精飲料は米國の總製造品中の第六位を占めてゐた。我國酒精飲料の生産及消費量は、大正八年同生産額六、九〇一、五三九石、消費量六、七八二、一七五石である。

禁酒を主張すべき理由 現時の社會改善策として禁酒を主張すべき理由は下の如き諸種の點にある。(一)產業上の理由である。アルコールと能率は両立しない。工場に於ける作業は、身體の調整と頭脳の明晰を要し、飲酒は、かくの如き心身の平調を妨げ、正當の作業を妨害す。禁酒は從業に於ける安全第一の根本要素である。(二)飲酒

は亦貧困の原因となる。貧困の二十五パーセントは酒精による。養育院の児童の四十五パーセントは父兄の飲酒に責任のあるものである。かるが故に、社會に貧困を根絶するためには、先づ酒精問題を解決しなければならない。(三)犯罪と酒精。米國の「禁酒運動委員」は監獄及感化院收容者一三、四〇二人の嗜好を調査した。而して殆んど其五十九パーセントは飲酒者であつた。(四)酒精と社會衛生。酒精中毒は心臓病、腎臓、神經性疾患及發狂の原因となる。米國に於ける調査によると、發狂者の六十一パーセント乃至八十六パーセントは多少の飲酒癖を有するもので、二十四パーセントは發狂の直接原因の全く酒精に在るものであつた。

飲酒製限方法として酒稅法及酒精國營法がある。酒精專賣は米國ではサウス、カロラナイ州で試みたが失敗に終つた。節減によつて、社會改善を行ふは至難である。酒精の害を除くためには、社會の道義心に訴へるより外はない。

## 第十章 教育及び道德の問題

教育及道德は、社會の成員たる個人を社會生活に適應せしむる主なる要素である。教育の發達により各個人は社會の進化に適應する智力及び技術を得、道德の進歩によつて、協同生活に適應する各個人の社交性が開發される。

### 教育の社會化

教育の新傾向 近代歐米の教育は科學的、精神勃興の影響をうけて、古典教育より、科學的智識を中心とする教育法に移つた。然るに近年教育の精神は、科學尊重の傾向より更らに社會的傾向となつた。

社會生活への適應 教育の社會的傾向は「教育の目的は、個人をして社會生活に適應する資格を得しむるに在る」といふ精神に基いてゐる。この目的のために、教育は實務教育即ち職業教育が主を置かるゝに至つた。即ち、工業、商業、農業等の専門の實用教育が發達し、獨逸の如きは夙に實用教育殊に工業教育が發達し、補習教育に於て

も工業教育に主を置いた。獨逸が最近半世紀に産業の大發展を見たのは、その工業教育が與つて力あつた。米國では農業改善、農作地開拓のために農業教育に力を注いだ。學校の社會化 教育が實際的効果を主とするに至つたと共に、學校と社會との聯結も密接になつた。小學校の運動場を兒童遊園として開放する事、學校園の設置、林間學校其他各種の特殊學校の増設、小學校を中心とする父兄會、母姊會の社會的活動等は、學校と社會とを聯結した。米國では小學校を中心とした區域に集團<sup>コミュニティ</sup>を形造り、其小社會の物質生活、智識、趣味生活の改善を計る所謂コムミニティ・ムーヴメントの如き運動が起つた。かくの如く學校の社會化と共に、教育は漸次廣義に解釋せられ社會一般の教養の中心機關として圖書館、兒童圖書館、美術館、博物館等が社會生活に欠ぐべからざる文化的施設となつた。

教育の理想 かく教育の意義は個人の社會生活への適應を主とするに至つたが、この新なる教育の目的を達するためには、實務教育よりも猶一步を進めなければならぬ。即ち、社會の貧困、無智、迷信、邪惡等の非適應の欠陥を補填し、社會一般の

統一ある進歩を圖らうとすれば、只に各個人の能力増進のみならず、個人の道德、社交性を發達せしめなければならぬ。教育はよりよき實務家、技術家を生む目的より更に進んで個人が協同生活に適應する健全なる市民性を涵養する高き目的に進まなければならない。

### 道徳の進歩

道徳と宗教 道徳の進歩は教育の發達と共に、現代社會の精神的内容を形作る二要素である。人文發達の初期時代には主として宗教の戒律が道徳上の規準となつて、宗教は人類に他愛、服從、節制の徳を教へた。宗教の發達と共に儀式、迷信等の方面は漸次廢れて、道徳的要素のみが社會に普遍化された。

道徳進歩の階級 道徳進歩の第一階級は、個人の社會に對する服從及び他愛のみを尊重した。ソハ人類の協同生活の自然の發達に反する極端なる禁慾生活をも生んだ。この服從的精神の反動として、第二の階級たる個人主義の思想を生み、更らに現代に於ては個人の幸福と社會全般の利益との調和を目的とする協和精神が社會道徳の基調と

なつてゐる。協調的精神が社會の各階級の間に、一集團生活、一國民の間に、更に國際的に實現されてこゝに人類生活の融和を見る。

社會問題解決の精神の方策 現時の社會を組織せる單位は各個人である。故に社會問題の解決は經濟政策の實行と共に、各個人の社會に對する智識的、道德的適應を促進する方策を探らなければならない。各個人の精神生活の改善を閑却すれば、各種の社會問題は永遠に未解決の問題として殘る。教育及び道徳の發達を促進するは社會問題解決の精神の方策と謂ふべきである。

### 社會問題概説（終）

大正十一年八月十七日印刷  
大正十一年八月二十四日發行（定價金五拾錢）  
著者 水野和一  
大阪府泉州北郡濱寺町諏訪の森夫  
發行者 小橋實之助  
發行所兼 大阪市北區上福島北三丁目三〇  
印刷所 博愛社印刷所

## 文化政策協会綱領

文化政策協会は現代我國の社會に文化政策の實行を主張する同志の團體である。本會の綱領左の如し。

(一) 吾等は國民平等の文化享有並に協戮精神の發達を目的とせらる左記文化施設整備の促進を主張す  
智識中心機關としての博物館及圖書館。藝術中心機關としての美術館、音樂堂。公園系統及兒童遊  
園。ソーシアル、センター及びセツツルメント事業。

(二) 社會風潮を淨化し、年少者の福利増進のため各種の娛樂機關の改善を期す

(三) 思想問題の對策として國民の間に人格の尊重及協戮精神を基礎とする建設的進歩思想の發達を  
促進す

(四) 勞働問題の對策として情化的施設の必要を主張す

(五) 教育の改善に於て實用教育の發達と道徳教育及び趣味教育を相一致すべきを主張す

### 既刊小冊子

文化政策と社會生活  
現代社會事業の精神

文化政策講演集、第一輯

393

528

終

